

# 福井県地域防災計画 改定案 新旧対照表

(本編、震災対策編、原子力災害対策編)

# 目次

本	編	1
震災対策	編	36
原子力災害対策	編	50

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案								
<p><b>福井県地域防災計画（本編）</b></p> <p>第1章 総則            第1節～第2節（略）            第3節 計画の基本            第1～第4（略）            第5 計画の効果的推進            （中略）            さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>第6（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱            第1～第2（略）            第3 処理すべき事務または業務の大綱            （1）～（2）（略）            （3）指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="120 1023 1115 1350"> <tr> <td data-bbox="120 1023 524 1114">1 1. 中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td data-bbox="524 1023 1115 1114">(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1114 524 1350">1 7. 東京管区気象台 (福井地方気象台)</td> <td data-bbox="524 1114 1115 1350">(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施</td> </tr> </table> <p>（4）（略）            （5）指定公共機関および指定地方公共機関</p>	1 1. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保	1 7. 東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施	<p><b>福井県地域防災計画（本編）</b></p> <p>第1章 総則            第1節～第2節（略）            第3節 計画の基本            第1～第4（略）            第5 計画の効果的推進            （中略）            さらに、新型コロナウイルス感染症が発生し、拡大している状況を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p><u>過去の災害の教訓を踏まえ、すべての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u></p> <p><u>国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで協力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</u></p> <p>第6（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱            第1～第2（略）            第3 処理すべき事務または業務の大綱            （1）～（2）（略）            （3）指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1151 1023 2145 1382"> <tr> <td data-bbox="1151 1023 1554 1114">1 1. 中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td data-bbox="1554 1023 2145 1114">(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防止についての保安の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1114 1554 1382">1 7. 東京管区気象台 (福井地方気象台)</td> <td data-bbox="1554 1114 2145 1382">(1) 気象、地象、<b>地動及び</b>水象の観測<b>並びに</b>その成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）<b>及び</b>水象の予報<b>並びに</b>警報等の<b>防災気象</b>情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施</td> </tr> </table> <p>（4）（略）            （5）指定公共機関および指定地方公共機関</p>	1 1. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防止についての保安の確保	1 7. 東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1) 気象、地象、 <b>地動及び</b> 水象の観測 <b>並びに</b> その成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る） <b>及び</b> 水象の予報 <b>並びに</b> 警報等の <b>防災気象</b> 情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
1 1. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保								
1 7. 東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施								
1 1. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防止についての保安の確保								
1 7. 東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1) 気象、地象、 <b>地動及び</b> 水象の観測 <b>並びに</b> その成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る） <b>及び</b> 水象の予報 <b>並びに</b> 警報等の <b>防災気象</b> 情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施								

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>3. 日本赤十字社 (福井県支部)</p>	<p>3. 日本赤十字社 (福井県支部)</p>
<p>(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給</p>	<p>(1) 災害時における被災者の医療救護<u>およびこころのケア</u> (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) <u>災害時の血液製剤の供給</u></p>
<p>4. 電力関係機関 北陸電力(株) (福井支店) 関西電力(株) (原子力事業本部) (送配電カンパニー京都支社) 電源開発(株) (九頭竜電力所) 日本原子力発電(株) (敦賀発電所) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (敦賀事業本部)</p>	<p>4. 電力関係機関 北陸電力(株) (福井支店)、<u>北陸電力送配電(株)</u> 関西電力(株) (原子力事業本部) <u>関西電力送配電(株)</u> 電源開発(株) (九頭竜電力所) 日本原子力発電(株) (敦賀発電所) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (敦賀事業本部)</p>
<p>(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧</p>	<p>(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>第2章 災害予防計画</p>	<p>第2章 災害予防計画</p>
<p>第1節 水害予防計画</p>	<p>第1節 水害予防計画</p>
<p>第1～第5 (略)</p>	<p>第1～第5 (略)</p>
<p>第6 警戒避難体制の整備</p>	<p>第6 警戒避難体制の整備</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>(3) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川ならびに水位情報の通知および周知を実施する河川において、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。洪水予報河川等に指定されていない中小河川においては、県は、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ水害リスクに関する情報を提供しよう努めるものとする。また、市町の長は、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p>	<p>(3) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川ならびに水位情報の通知および周知を実施する河川において、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。<u>洪水浸水想定区域が</u>指定されていない中小河川においては、県は、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ水害リスクに関する情報を提供しよう努めるものとする。また、市町の長は、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p>
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>
<p>(7) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告・指示（緊急）の具体的な発令基準ならびに避難勧告等の具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮しよう努めるものとする。県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。県、近畿地方整備局福井河川国道事務所および福井地方気象台は、氾濫危険情報等の防災気象情報が、避難勧告等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p>	<p>(7) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、<u>避難指示等</u>の具体的な発令基準ならびに具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮しよう努めるものとする。県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。県、近畿地方整備局福井河川国道事務所および福井地方気象台は、氾濫危険情報等の防災気象情報が、<u>避難指示等</u>の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p>
<p>市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあるこ</p>	<p>市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあるこ</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(8)～(9) (略) (新設)</p> <p>(10)～(12) (略) 第7～第11 (略)</p> <p>第2節 高波等災害予防計画 第1～第2 (略) 第3 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 市町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>第3節 土砂災害予防計画 第1～第4 (略) 第5 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 避難勧告等の発令基準の設定 市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッセージ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。県および福井地方気象台は、土砂災害警戒情報等の防災気象情報が、避難勧告等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 (4)～(5) (略) 第6 (略)</p> <p>第4節～第7節 (略)</p> <p>第8節 建築物災害予防計画 第1 防災上重要な建築物 (中略) これらの建築物については、耐震診断を実施し、必要なものは、順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。</p>	<p><u>とから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国および県は、市町に対し、これらの基準および範囲、対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えるよう努めるものとする。</u></p> <p>(11)～(13) (略) 第7～第11 (略)</p> <p>第2節 高波等災害予防計画 第1～第2 (略) 第3 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 市町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、<b>高潮特別警報</b>や高潮警報等が発表された場合に直ちに<b>避難指示</b>等を発令することを基本とした具体的な<b>避難指示</b>等の発令基準を設定するものとする。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>第3節 土砂災害予防計画 第1～第4 (略) 第5 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 避難<b>指示</b>等の発令基準の設定 市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<b>避難指示</b>等を発令することを基本とした具体的な<b>避難指示</b>等の発令基準を設定するものとする。 また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町をいくつかの地域に分割した上で、<b>土砂災害の危険度分布</b>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<b>避難指示</b>等を発令できるよう、発令<b>対象区域</b>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。県および福井地方気象台は、土砂災害警戒情報等の防災気象情報が、<b>避難指示</b>等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 (4)～(5) (略) 第6 (略)</p> <p>第4節～第7節 (略)</p> <p>第8節 建築物災害予防計画 第1 防災上重要な建築物 (中略) これらの建築物については、耐震診断を実施し、必要なものは、順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。 <b>なお、県および電気事業者等は大規模な災害発生に備え、それぞれが所有する電源車、発電機等のリスト化と、電</b></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第2（略）</p> <p>第3 その他の構造物                      県および市町は、地震時におけるブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・看板等の落下防止、家具等の転倒防止、アーケードの安全対策、地下街等の浸水対策等について必要な措置を講じる。</p> <p>第9節 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 都市防災の推進                      県および市町は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業などの実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。</p> <p>第3（略）</p> <p>第4～第5（略）                      （新設）</p> <p>第10節～12節（略）</p> <p>第13節 交通施設災害予防計画</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 港湾施設等                      （1）港湾施設等                      県は、航路および泊地の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。また、台風、高潮災害による被害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。</p>	<p>源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。また、県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は電源車等の配備に努めるものとする。</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 その他の構造物                      県および市町は、地震時におけるブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・看板等の落下防止、家具等の転倒防止、アーケードの安全対策、地下街等の浸水対策等について必要な措置を講じる。  <u>市町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>第9節 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 都市防災の推進                      県および市町は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業などの実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。  <u>国、県および市町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p> <p>第3（略）</p> <p>第4～第5（略）</p> <p>第6 風水害に強いまちづくり  <u>市町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u>                      県および市町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県および市町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。                      県および市町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。                      市町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p>第10節～12節（略）</p> <p>第13節 交通施設災害予防計画</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 港湾施設等                      （1）港湾施設等                      県は、航路および泊地の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。また、<u>走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。</u>また、台風、高潮災害による被害</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(2) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第14節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画</p> <p>第1 情報通信施設の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 防災システム導入上の留意事項</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第15節 緊急時事態管理体制計画</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 県の緊急時事態管理体制</p> <p>(1) 総合防災センターの機能充実</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④広域的防災拠点となる地域防災基地の整備</p> <p>県は、災害時に必要な物資の備蓄及び各地から集まった支援物資の集積、配送を行うための施設として、広域圏ごとに地域防災基地を整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>また、福井市の防災センターおよび福井市防災ステーション等各市町が整備する地域防災拠点施設との緊密な連携を図り、物資等の広域的な集積、配送に努める。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>第16節 避難対策計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 指定避難所</p> <p>(1) 避難所の指定</p>	<p>害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第14節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画</p> <p>第1 情報通信施設の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 防災システム導入上の留意事項</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システムおよび各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努める。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第15節 緊急時事態管理体制計画</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 県の緊急時事態管理体制</p> <p>(1) 総合防災センターの機能充実</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④広域的防災拠点となる地域防災基地の整備</p> <p>県は、災害時に必要な物資の備蓄及び各地から集まった支援物資の集積、配送を行うための施設として、広域圏ごとに地域防災基地を整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>また、<u>福井市防災センター等</u>各市町が整備する地域防災拠点施設との緊密な連携を図り、物資等の広域的な集積、配送に努める。</p> <p><u>県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 物資調達・輸送調整など支援体制の整備</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>第16節 避難対策計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 指定避難所</p> <p>(1) 避難所の指定</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																
<p>円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。 (中略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の設備</p> <p>市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="118 667 1115 981"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自 治 会</td> <td>・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。</td> </tr> <tr> <td>小 学 校 区</td> <td>・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄</td> </tr> <tr> <td>中 学 校 区</td> <td>・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 広域避難のための体制の整備</p> <p>県および市町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 (新設)</p>	地 域	施 設 ・ 設 備	自 治 会	・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。	小 学 校 区	・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄	中 学 校 区	・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）	<p>円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、<b>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ</b>、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、<b>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について</b>、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p><b>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</b></p> <p>(中略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の設備</p> <p>市町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、<b>携帯トイレ、簡易トイレ</b>、マット、簡易ベッド、<b>段ボールベッド、パーティション</b>、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、<b>避難者</b>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器<b>や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</b>の整備を図る。 <b>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</b> 避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1146 667 2143 981"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自 治 会</td> <td>・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。</td> </tr> <tr> <td>小 学 校 区</td> <td>・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄</td> </tr> <tr> <td>中 学 校 区</td> <td>・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 広域避難のための体制の整備</p> <p>県および市町は、大規模災害時に円滑な広域避難<b>および広域一時滞在</b>が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、<b>広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）</b>の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、<b>災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</b></p> <p>市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p><b>第6 感染症の自宅療養者の避難確保</b></p> <p><b>健康福祉センターおよび保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県および市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</b> <b>また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</b></p>	地 域	施 設 ・ 設 備	自 治 会	・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。	小 学 校 区	・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄	中 学 校 区	・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）
地 域	施 設 ・ 設 備																
自 治 会	・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。																
小 学 校 区	・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄																
中 学 校 区	・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）																
地 域	施 設 ・ 設 備																
自 治 会	・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。																
小 学 校 区	・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄																
中 学 校 区	・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）																

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第17節 医療救護予防計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 広域的応急医療体制の確立</p> <p>広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。</p> <p>このため、医師会、公的病院等で構成する福井県地域医療推進会議を開催し、本県における医療救護システムのあり方や県、市町、関係機関・団体等のネットワーク化について検討を行う。</p> <p>国、県、市町および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（医療情報ネットふくい）およびEMI Sの利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 協定締結機関との締結</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第17節 医療救護予防計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 広域的応急医療体制の確立</p> <p>広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。</p> <p><b>このため、医師会、公的病院等で構成する福井県地域医療推進会議を開催し、本県における医療救護システムのあり方や県、市町、関係機関・団体等のネットワーク化について検討を行う。</b></p> <p>国、県、市町および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（医療情報ネットふくい）およびEMI Sの利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 協定締結機関との締結</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>(中略)</p> <p><u>一般社団法人福井県ドローン協会と締結している「災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書」</u></p> <p><u>福井日産自動車株式会社、日産プリンス福井販売株式会社および日産自動車株式会社と締結している「災害時における電気自動車等の支援に関する協定書」</u></p> <p><u>福井三菱自動車販売株式会社および三菱自動車工業株式会社と締結している「災害時における電動車両等の支援に関する協定書」</u></p> <p><u>一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」</u></p> <p><u>17市町1事務組合、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と締結している「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」</u></p> <p><u>17市町1事務組合、公益社団法人福井県下水道管路管理業協会と締結している「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」</u></p> <p><u>17市町1事務組合、一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」</u></p> <p><u>17市町1事務組合、公益社団法人国上下水道コンサルタント協会中部支部と締結している「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」</u></p> <p><u>あいおいニッセイ同和損保保険株式会社と締結している「福井県とあいおいニッセイ同和損保保険株式会社との包括連携に関する協定」</u></p> <p><u>一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結している「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書」</u></p> <p><u>株式会社モンベルと締結している「福井県と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定」</u></p> <p><u>福井県猟友会と締結している「雪害発生時における各種活動の支援に関する協定書」</u></p> <p><u>独立行政法人住宅金融支援機構と締結している「災害時における住宅早期復興に向けた協力に関する協定書」</u></p> <p><u>一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」</u></p> <p><u>一般社団法人全国木造建設事業協会と締結している「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第4（略）</p> <p>第5 広域応援・受援体制の整備</p> <p>県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>県は、国や市町等と協力し、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>第19節 防災訓練計画</p> <p>災害に際し応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図るための計画である。</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 訓練の種別</p> <p>（1）実地訓練</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧避難訓練</p> <p>災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。</p> <p>⑨～⑪（略）</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>第3～第5（略）</p> <p>第20節 防災知識普及計画</p> <p>第1 防災知識普及計画</p> <p>（1）県民に対する防災知識の普及</p> <p>県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることや、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p>	<p><u>一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結している「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書」</u></p> <p>第4（略）</p> <p>第5 広域応援・受援体制の整備</p> <p>県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。</p> <p><u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。</u></p> <p>県は、国や市町等と協力し、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>県は、<u>土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>県および市町は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、県および市町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>第19節 防災訓練計画</p> <p>災害に際し応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、<u>地域の災害リスクに基づいた</u>各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図るための計画である。</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 訓練の種別</p> <p>（1）個別訓練</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧避難訓練</p> <p>災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>⑨～⑪（略）</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>第3～第5（略）</p> <p>第20節 防災知識普及計画</p> <p>第1 防災知識普及計画</p> <p>（1）県民に対する防災知識の普及</p> <p>県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、<u>気候変動の影響も踏まえつつ</u>、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や<u>専門家の知見も取り入れた</u>各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることや、警報等や<u>避難指示</u>等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>①普及の方法 ア～キ（略） ク メールマガジンの携帯電話等への発信</p> <p>② 普及の内容 ア～オ（略） カ 平常時の心得 平常時の心得（非常持出品の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策） キ（略） ク 早期避難の重要性等災害発生時の心得 ケ 警報等発表時、避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の発令時取るべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動 <b>（新設）</b> <b>（新設）</b> コ（略） <b>（新設）</b> サ シ</p> <p>（2）防災関係職員の防災研修 防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。</p> <p>①～②（略） （3）学校における防災教育 県および市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>①～②（略） （4）～（7）（略） 第2～第3（略）</p> <p>第21節 自主防災組織等整備計画 第1～第5（略） 第6 事業所等における防災活動の推進 （1）活動内容 事業所等は、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、平常時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。</p>	<p><u>また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。</u></p> <p>①普及の方法 ア～キ（略） ク <b>SNS等を活用した情報発信</b></p> <p>② 普及の内容 ア～オ（略） カ 平常時の心得 平常時の心得（非常持出品の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u>、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策） キ（略） ク 早期避難の重要性等災害発生時の心得、<b>適切な避難のタイミング</b> ケ 警報等発表時、<b>避難指示・高齢者等避難等</b>の発令時取るべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動 <b>コ 避難所における夏季の熱中症予防や対処法</b> <b>サ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等</b> シ（略） <b>ス 家屋が被災した際の、生活の再建に資する行動</b> セ（略） ソ（略）</p> <p>（2）防災関係職員の防災研修 防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、<b>専門家の知見</b>や職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。</p> <p>①～②（略） （3）学校における防災教育 県および市町は、学校における体系的な<b>かつ地域の災害リスクに基づいた</b>防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>①～②（略） （4）～（7）（略） 第2～第3（略）</p> <p>第21節 自主防災組織等整備計画 第1～第5（略） 第6 事業所等における防災活動の推進 （1）活動内容 事業所等は、<u>危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のために必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u>平常時および災害発生時において、<u>それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(中略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>第2.2節 要配慮者災害予防計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設の災害応急体制</p> <p>(中略)</p> <p>また、県は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 地域ぐるみの救護体制整備</p> <p>(中略)</p> <p>市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別計画」という。）を整備するよう努めるものとする。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めた場合等により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>県は、福祉関係機関等と連携し、市町における避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の整備が円滑に進むよう支援する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>第2.2節 要配慮者災害予防計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設の災害応急体制</p> <p>(中略)</p> <p>県は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、県は、災害時の避難所等における福祉支援体制を確保するため、災害派遣チーム（DWA T）等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 地域ぐるみの救護体制整備</p> <p>(中略)</p> <p>市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する<u>ものとする。また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、<u>市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>県は、福祉関係機関等と連携し、市町における避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の整備が円滑に進むよう支援する。</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 福祉避難所の指定および体制の整備 市町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。 なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センターおよび特別支援学校等の施設を指定する。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 避難行動要支援者の避難場所から避難所への輸送 市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 防災訓練における配慮事項 県および市町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 外国人に係る対策 (1) 防災知識の普及啓発 県、市町および福井県国際交流協会は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>第23節 ボランティア活動支援計画 第1 災害ボランティア活動の推進 (略) (新設)</p>	<p>(中略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 福祉避難所の指定および体制の整備 市町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。 なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センターおよび特別支援学校等の施設を指定する。 <u>市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u> <u>市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 避難行動要支援者の避難場所から避難所への輸送 市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 防災訓練における配慮事項 県および市町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。 <u>県および市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 外国人に係る対策 (1) 防災知識の普及啓発 県、市町および福井県国際交流協会は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。<u>また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</u></p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>第23節 ボランティア活動支援計画 第1 災害ボランティア活動の推進 (略) <u>国、県および市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急活動体制計画</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>第5 福井県災害対策本部の設置</p> <p>（1）～（13）（略）</p> <p>（14）職務の代理</p> <p>①（略）</p> <p>② 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会事務決裁規定（昭和50年5月31日福井県教育委員会訓令第4号）第5条の規定に準じて教育教育監がその職務を代理するものとする。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>（15）（略）</p> <p>第6～第7（略）</p> <p>第8 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立</p> <p>県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、関係指定地方行政機関等と協議の上、必要に応じて「災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。</p> <p>第9～第10（略）</p> <p>第2節 防災関係機関応援計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 応援協力等の要請</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）県</p> <p>① 他機関との事前協議</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 災害救助法第32条の規定に基づく委託協定</p> <p>オ その他</p> <p>（中略）</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急活動体制計画</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>第5 福井県災害対策本部の設置</p> <p>（1）～（13）（略）</p> <p>（14）職務の代理</p> <p>①（略）</p> <p>② 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会事務決裁規定（昭和50年5月31日福井県教育委員会訓令第4号）第5条の規定に準じて学校教育監がその職務を代理するものとする。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>（15）（略）</p> <p>第6～第7（略）</p> <p>第8 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立</p> <p>県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、関係指定地方行政機関、<u>ライフライン事業者</u>等と協議の上、必要に応じて「災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。</p> <p>第9～第10（略）</p> <p>第2節 防災関係機関応援計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 応援協力等の要請</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）県</p> <p>① 他機関との事前協議</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 災害救助法第<u>16</u>条の規定に基づく委託協定</p> <p>オ その他</p> <p>（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人福井県ドローン協会</li> <li>・福井日産自動車株式会社</li> <li>・日産プリンス福井販売株式会社</li> <li>・日産自動車株式会社</li> <li>・福井三菱自動車販売株式会社</li> <li>・三菱自動車工業株式会社</li> <li>・一般社団法人福井県建設業協会</li> <li>・17市町1事務組合、公益社団法人日本下水道管路管理業協会</li> <li>・17市町1事務組合、公益社団法人福井県下水道管路管理業協会</li> <li>・17市町1事務組合、一般社団法人福井県測量設計業協会</li> <li>・17市町1事務組合、公益社団法人国上下水道コンサルタント協会中部支部</li> <li>・あいおいニッセイ同和損保保険株式会社</li> <li>・一般社団法人日本ムービングハウス協会</li> </ul>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

②～⑤（略）  
 (3)～(4)（略）  
 第3（略）  
 第3節（略）  
 第4節 防災気象計画  
 第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表  
 (1)（略）  
 (2) 特別警報・警報・注意報の概要  
 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

種 類		発表基準	
特別警報	一般の利用に適合するもの	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
		大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
		波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
		高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
		気象特別警報	

・株式会社モンベル  
 ・福井県猟友会  
 ・独立行政法人住宅金融支援機構  
 ・一般社団法人プレハブ建築協会  
 ・一般社団法人全国木造建設事業協会  
 ・一般社団法人日本ムービングハウス協会  
 ②～⑤（略）  
 (3)～(4)（略）  
 第3（略）  
 第3節（略）  
 第4節 防災気象計画  
 第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表  
 (1)（略）  
 (2) 特別警報・警報・注意報の概要  
 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

【一般の利用に適合するもの】

種 類		発表基準	
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	

種 類		発表基準	
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合	

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行		改正案					
警 報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）の <u>ように</u> 、特に警戒すべき事項が明示される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。 （別表2） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。 （別表2）	
			大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明示される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。 （別表2） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。 （別表2）			
		波浪警報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5m以上と予想される場合。		波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5m以上と予想される場合。
		高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 （別表3）		高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 （別表3）
		洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表4） ・指定河川洪水予報による基準（別表4）		洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表4） ・指定河川洪水予報による基準（別表4）
	水防活動用気象警報	大雨特別警報または大雨警報	一般の利用に適合する大雨特別警報または大雨警報と同じ。				
	水防活動用津波警報	津波特別警報（大津波警報）または津波警報	一般の利用に適合する津波特別警報（大津波警報）または津波警報と同じ。				
注 意 報		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。		
		大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。 （別表5） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。 （別表5）	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。 （別表5） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。 （別表5）		
		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付けられることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付けられることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。		



福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

低温注 意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、具体的には、次の条件に該当する場合である。 7～8月の日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続すると予想される場合。 12～3月の最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合。
波浪注 意報	波浪注 意報 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が3m以上と予想される場合。
高潮注 意報	高潮注 意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 （別表6）
洪水注 意報	洪水注 意報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表7） ・指定河川洪水予報による基準（別表7）
水防活 動用 気象注 意報	大雨注 意報 一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
水防活 動用 津波注 意報	津波注 意報 一般の利用に適合する津波注意報に同じ。
水防活 動用 高潮注 意報	高潮注 意報 一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。

**【水防活動の利用に適合するもの※4】**

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報 大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。 一般の利用に適合する大雨特別警報に同じ。
水防活動用津波警報	津波警報 津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	高潮警報 高潮特別警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。 一般の利用に適合する高潮特別警報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

		水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。
--	--	------------	-------	---------------------

※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。  
 ※4 水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、一般の特別警報・警報・注意報のうち、水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

				※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。 ※4 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
--	--	--	--	---

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(4) 気象情報

・早期注意情報（警報級の可能性）  
 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。  
 ・全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報  
 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）： <b>危険な場所からの</b> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は <b>危険な場所からの</b> 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）： <b>危険な場所からの</b> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は <b>危険な場所からの</b> 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(4) 気象情報

・早期注意情報（警報級の可能性）  
 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表される。大雨に関して、**明日までの期間に**[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。  
 ・全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報  
 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に**発表される。**  
**雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する**

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																
<p>・土砂災害警戒情報 福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町の長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したとき(1時間雨量80mm以上)に、福井県気象情報の一種として発表する。</p> <p>・竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に天気予報の発表区域(嶺北、嶺南)単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。 (中略)</p> <p>・火災気象通報 消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。 (中略)</p> <p>第2～第3(略)</p> <p>第4 県と福井地方気象台が協働して行う洪水予報 (1)洪水予報の発表基準等 ①(略) ② 発表基準</p> <table border="1" data-bbox="116 1169 1115 1449"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表の基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	<p><u>福井県気象情報</u>という表題の気象情報が発表される。</p> <p>・土砂災害警戒情報 <u>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>・記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に、<u>危険度分布の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨(1時間雨量80mm以上)</u>を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、福井県気象情報の一種として発表される。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、危険度分布で確認する必要がある。</u></p> <p>・竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域(嶺北、嶺南)単位で発表される。<u>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域(嶺北、嶺南)単位で発表される。</u> この情報の有効期間は、発表から1時間である。 (中略)</p> <p>・火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。 (中略)</p> <p>第2～第3(略)</p> <p>第4 県と福井地方気象台が協働して行う洪水予報 (1)洪水予報の発表基準等 ①(略) ② 発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1146 1169 2145 1449"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、<u>または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。高齢者等避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に達したとき、<u>または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表の基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。高齢者等避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に達したとき、 <u>または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
種 類	発表の基準																
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																
種 類	発表の基準																
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。高齢者等避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に達したとき、 <u>または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行		改正案																																																																																																																
<p>氾濫発生情報 (洪水警報)</p> <p>洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>		<p>氾濫発生情報 (洪水警報)</p> <p>洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、<b>または、氾濫が継続しているとき</b>。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>																																																																																																																
(2) (略)		(2) (略)																																																																																																																
<p>第5 県が行う水位情報の通知および周知</p> <p>(1) 水位情報の発表基準等</p> <p>① 対象河川</p>		<p>第5 県が行う水位情報の通知および周知</p> <p>(1) 水位情報の発表基準等</p> <p>① 対象河川</p>																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>実施区間</th> <th>基準地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九頭竜川幹線</td> <td>勝山市下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで</td> <td>比島観測所</td> </tr> <tr> <td>日野川</td> <td>南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで</td> <td>聖橋観測所</td> </tr> <tr> <td>足羽川</td> <td>福井市蔵向橋から日野川合流点まで</td> <td>朝谷観測所</td> </tr> <tr> <td>兵庫川</td> <td>坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで</td> <td>下兵庫観測所</td> </tr> <tr> <td>荒川</td> <td>左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 35 字 18 番 1 から足羽川合流点まで 右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 12 字 18 番 1 から足羽川合流点まで</td> <td>原目観測所</td> </tr> <tr> <td>赤根川</td> <td>大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで</td> <td>大橋観測所</td> </tr> <tr> <td>清滝川</td> <td>大野市稲郷橋から真名川合流点まで</td> <td>新在家観測所</td> </tr> <tr> <td>江端川</td> <td>左岸 福井市東大味町 40 字立石 11 番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町 39 字味味吉 23 番地の 2 地先から日野川合流点まで</td> <td>江端観測所</td> </tr> <tr> <td>天王川</td> <td>丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで</td> <td>宝泉寺観測所</td> </tr> <tr> <td>浅水川</td> <td>左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで</td> <td>黒津観測所</td> </tr> <tr> <td>鞍谷川</td> <td>越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで</td> <td>粟田部観測所</td> </tr> <tr> <td>吉野瀬川</td> <td>越前市岡本橋から日野川合流点まで</td> <td>上太田観測所</td> </tr> <tr> <td>耳川</td> <td>左岸 三方郡美浜町中寺 19 号字石田 27-38 から日本海に至る 右岸 三方郡美浜町中寺 2 号字欠頭 4-2 から日本海に至る</td> <td>河原市観測所</td> </tr> <tr> <td>鱒川</td> <td>左岸 三方上中郡若狭町倉見 2 号辻が鼻 19-2 から三方五湖に至る 右岸 三方上中郡若狭町成願寺 9 号細ヶ前 25-1 から三方五湖に至る</td> <td>鳥浜観測所</td> </tr> <tr> <td>遠敷川</td> <td>小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで</td> <td>遠敷観測所</td> </tr> <tr> <td>佐分利川</td> <td>大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで</td> <td>本郷観測所</td> </tr> <tr> <td>関屋川</td> <td>大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで</td> <td>小和田観測所</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	実施区間	基準地点	九頭竜川幹線	勝山市下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで	比島観測所	日野川	南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで	聖橋観測所	足羽川	福井市蔵向橋から日野川合流点まで	朝谷観測所	兵庫川	坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで	下兵庫観測所	荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 35 字 18 番 1 から足羽川合流点まで 右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 12 字 18 番 1 から足羽川合流点まで	原目観測所	赤根川	大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで	大橋観測所	清滝川	大野市稲郷橋から真名川合流点まで	新在家観測所	江端川	左岸 福井市東大味町 40 字立石 11 番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町 39 字味味吉 23 番地の 2 地先から日野川合流点まで	江端観測所	天王川	丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで	宝泉寺観測所	浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで	黒津観測所	鞍谷川	越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで	粟田部観測所	吉野瀬川	越前市岡本橋から日野川合流点まで	上太田観測所	耳川	左岸 三方郡美浜町中寺 19 号字石田 27-38 から日本海に至る 右岸 三方郡美浜町中寺 2 号字欠頭 4-2 から日本海に至る	河原市観測所	鱒川	左岸 三方上中郡若狭町倉見 2 号辻が鼻 19-2 から三方五湖に至る 右岸 三方上中郡若狭町成願寺 9 号細ヶ前 25-1 から三方五湖に至る	鳥浜観測所	遠敷川	小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	遠敷観測所	佐分利川	大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで	本郷観測所	関屋川	大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで	小和田観測所		<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>実施区間</th> <th>基準地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九頭竜川幹線</td> <td>勝山市<b>遅羽町</b>下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで</td> <td>比島観測所</td> </tr> <tr> <td>日野川</td> <td>南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで</td> <td>聖橋観測所</td> </tr> <tr> <td>足羽川</td> <td><b>今立郡池田町常安橋から池田町持越橋</b> 福井市蔵向橋から日野川合流点まで</td> <td><b>稲荷観測所</b> 朝谷観測所</td> </tr> <tr> <td>兵庫川</td> <td>坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで</td> <td>下兵庫観測所</td> </tr> <tr> <td>荒川</td> <td>左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 35 字 18 番 1 から足羽川合流点まで 右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 12 字 18 番 1 から足羽川合流点まで</td> <td>原目観測所</td> </tr> <tr> <td>赤根川</td> <td>大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで</td> <td>大橋観測所</td> </tr> <tr> <td>清滝川</td> <td>大野市稲郷橋から真名川合流点まで</td> <td>新在家観測所</td> </tr> <tr> <td>江端川</td> <td>左岸 福井市東大味町 40 字立石 11 番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町 39 字味味吉 23 番地の 2 地先から日野川合流点まで</td> <td>江端観測所</td> </tr> <tr> <td>天王川</td> <td>丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで</td> <td>宝泉寺観測所</td> </tr> <tr> <td>浅水川</td> <td>左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで</td> <td>黒津観測所</td> </tr> <tr> <td>鞍谷川</td> <td>越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで</td> <td>粟田部観測所</td> </tr> <tr> <td>吉野瀬川</td> <td>越前市岡本橋から日野川合流点まで</td> <td>上太田観測所</td> </tr> <tr> <td><b>井の口川</b></td> <td><b>敦賀市三味線川合流点から日本海まで</b></td> <td><b>四石橋</b></td> </tr> <tr> <td>耳川</td> <td>左岸 三方郡美浜町中寺 19 号字石田 27-38 から日本海<b>まで</b> 右岸 三方郡美浜町中寺 2 号字欠頭 4-2 から日本海<b>まで</b></td> <td>河原市観測所</td> </tr> <tr> <td>鱒川</td> <td>左岸 三方上中郡若狭町倉見 2 号辻が鼻 19-2 から三方湖<b>まで</b> 右岸 三方上中郡若狭町成願寺 9 号細ヶ前 25-1 から三方湖<b>まで</b></td> <td>鳥浜観測所</td> </tr> <tr> <td>遠敷川</td> <td>小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで</td> <td>遠敷観測所</td> </tr> <tr> <td>佐分利川</td> <td>大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで</td> <td>本郷観測所</td> </tr> <tr> <td>関屋川</td> <td>大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで</td> <td>小和田観測所</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	実施区間	基準地点	九頭竜川幹線	勝山市 <b>遅羽町</b> 下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで	比島観測所	日野川	南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで	聖橋観測所	足羽川	<b>今立郡池田町常安橋から池田町持越橋</b> 福井市蔵向橋から日野川合流点まで	<b>稲荷観測所</b> 朝谷観測所	兵庫川	坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで	下兵庫観測所	荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 35 字 18 番 1 から足羽川合流点まで 右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 12 字 18 番 1 から足羽川合流点まで	原目観測所	赤根川	大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで	大橋観測所	清滝川	大野市稲郷橋から真名川合流点まで	新在家観測所	江端川	左岸 福井市東大味町 40 字立石 11 番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町 39 字味味吉 23 番地の 2 地先から日野川合流点まで	江端観測所	天王川	丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで	宝泉寺観測所	浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで	黒津観測所	鞍谷川	越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで	粟田部観測所	吉野瀬川	越前市岡本橋から日野川合流点まで	上太田観測所	<b>井の口川</b>	<b>敦賀市三味線川合流点から日本海まで</b>	<b>四石橋</b>	耳川	左岸 三方郡美浜町中寺 19 号字石田 27-38 から日本海 <b>まで</b> 右岸 三方郡美浜町中寺 2 号字欠頭 4-2 から日本海 <b>まで</b>	河原市観測所	鱒川	左岸 三方上中郡若狭町倉見 2 号辻が鼻 19-2 から三方湖 <b>まで</b> 右岸 三方上中郡若狭町成願寺 9 号細ヶ前 25-1 から三方湖 <b>まで</b>	鳥浜観測所	遠敷川	小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	遠敷観測所	佐分利川	大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで	本郷観測所	関屋川	大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで	小和田観測所	
河川名	実施区間	基準地点																																																																																																																
九頭竜川幹線	勝山市下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで	比島観測所																																																																																																																
日野川	南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで	聖橋観測所																																																																																																																
足羽川	福井市蔵向橋から日野川合流点まで	朝谷観測所																																																																																																																
兵庫川	坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで	下兵庫観測所																																																																																																																
荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 35 字 18 番 1 から足羽川合流点まで 右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 12 字 18 番 1 から足羽川合流点まで	原目観測所																																																																																																																
赤根川	大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで	大橋観測所																																																																																																																
清滝川	大野市稲郷橋から真名川合流点まで	新在家観測所																																																																																																																
江端川	左岸 福井市東大味町 40 字立石 11 番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町 39 字味味吉 23 番地の 2 地先から日野川合流点まで	江端観測所																																																																																																																
天王川	丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで	宝泉寺観測所																																																																																																																
浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで	黒津観測所																																																																																																																
鞍谷川	越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで	粟田部観測所																																																																																																																
吉野瀬川	越前市岡本橋から日野川合流点まで	上太田観測所																																																																																																																
耳川	左岸 三方郡美浜町中寺 19 号字石田 27-38 から日本海に至る 右岸 三方郡美浜町中寺 2 号字欠頭 4-2 から日本海に至る	河原市観測所																																																																																																																
鱒川	左岸 三方上中郡若狭町倉見 2 号辻が鼻 19-2 から三方五湖に至る 右岸 三方上中郡若狭町成願寺 9 号細ヶ前 25-1 から三方五湖に至る	鳥浜観測所																																																																																																																
遠敷川	小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	遠敷観測所																																																																																																																
佐分利川	大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで	本郷観測所																																																																																																																
関屋川	大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで	小和田観測所																																																																																																																
河川名	実施区間	基準地点																																																																																																																
九頭竜川幹線	勝山市 <b>遅羽町</b> 下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで	比島観測所																																																																																																																
日野川	南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで	聖橋観測所																																																																																																																
足羽川	<b>今立郡池田町常安橋から池田町持越橋</b> 福井市蔵向橋から日野川合流点まで	<b>稲荷観測所</b> 朝谷観測所																																																																																																																
兵庫川	坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで	下兵庫観測所																																																																																																																
荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 35 字 18 番 1 から足羽川合流点まで 右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 12 字 18 番 1 から足羽川合流点まで	原目観測所																																																																																																																
赤根川	大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで	大橋観測所																																																																																																																
清滝川	大野市稲郷橋から真名川合流点まで	新在家観測所																																																																																																																
江端川	左岸 福井市東大味町 40 字立石 11 番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町 39 字味味吉 23 番地の 2 地先から日野川合流点まで	江端観測所																																																																																																																
天王川	丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで	宝泉寺観測所																																																																																																																
浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで	黒津観測所																																																																																																																
鞍谷川	越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで	粟田部観測所																																																																																																																
吉野瀬川	越前市岡本橋から日野川合流点まで	上太田観測所																																																																																																																
<b>井の口川</b>	<b>敦賀市三味線川合流点から日本海まで</b>	<b>四石橋</b>																																																																																																																
耳川	左岸 三方郡美浜町中寺 19 号字石田 27-38 から日本海 <b>まで</b> 右岸 三方郡美浜町中寺 2 号字欠頭 4-2 から日本海 <b>まで</b>	河原市観測所																																																																																																																
鱒川	左岸 三方上中郡若狭町倉見 2 号辻が鼻 19-2 から三方湖 <b>まで</b> 右岸 三方上中郡若狭町成願寺 9 号細ヶ前 25-1 から三方湖 <b>まで</b>	鳥浜観測所																																																																																																																
遠敷川	小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	遠敷観測所																																																																																																																
佐分利川	大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで	本郷観測所																																																																																																																
関屋川	大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで	小和田観測所																																																																																																																
(2) (略)		(2) (略)																																																																																																																
<p>第6 消防法による火災気象通報および火災警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火災気象通報の実施基準</p> <p>火災気象通報は、県全域または嶺北、嶺南の地域を対象とし、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたときとする。</p>		<p>第6 消防法による火災気象通報および火災警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火災気象通報の実施基準</p> <p>火災気象通報は、<b>県内の市町</b>を対象とし、「乾燥注意報」及び「強風注意報（陸上）」の基準のいずれかを満たしたときとする。</p>																																																																																																																

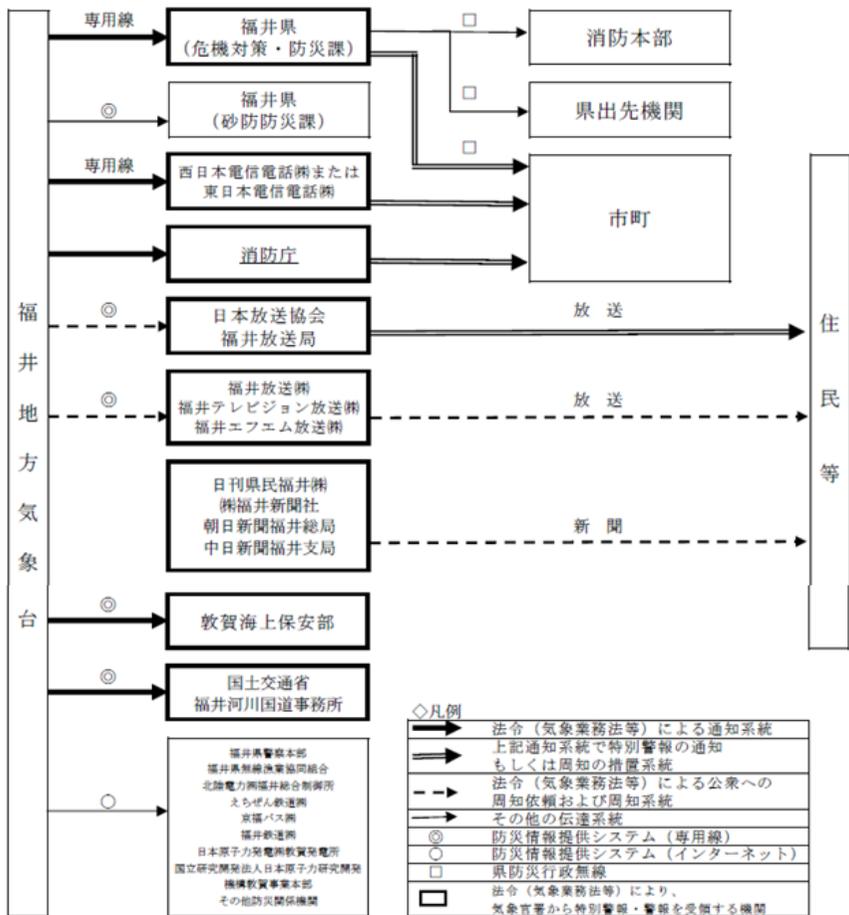
福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																		
<p>① 実効湿度が6.5%以下で最小湿度が3.0%以下になる見込みのとき                  ② 平均風速1.2m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき                  (降雨、降雪中は通報しないこともある。)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>第9 避難勧告等の助言                  福井地方気象台は、市町から避難勧告等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。                  (別表1) 気象特別警報の指標</p>	<p>① 実効湿度が6.5%以下で最小湿度が3.0%以下になる見込みのとき                  ② 平均風速1.2m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき                  (降雨、降雪中は通報しないこともある。)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>第9 避難指示等の助言                  福井地方気象台は、市町から避難指示等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。                  (別表1) 気象特別警報の指標</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要因</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨</td> <td>①4.8時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合                      ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現する(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>台風等</td> <td>「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	要因	指標	雨	①4.8時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現する(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合	台風等	「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合	雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要因</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨(土砂災害)</td> <td><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(1時間に概ね30ミリ以上の雨)がさらに降り続くと予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td>雨(浸水害)</td> <td>①4.8時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合                      ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現する(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>台風等</td> <td>「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	要因	指標	雨(土砂災害)	<u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(1時間に概ね30ミリ以上の雨)がさらに降り続くと予想される場合</u>	雨(浸水害)	①4.8時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現する(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合	台風等	「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合	雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合
要因	指標																		
雨	①4.8時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現する(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合																		
台風等	「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合																		
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合																		
要因	指標																		
雨(土砂災害)	<u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(1時間に概ね30ミリ以上の雨)がさらに降り続くと予想される場合</u>																		
雨(浸水害)	①4.8時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現する(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合																		
台風等	「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合																		
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合																		

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

第1図 特別警報・警報・注意報の伝達系統図



第5節 情報および被害状況報告計画

第1 情報の収集および伝達

(1) 県の実施事項

①市町からの収集

ア～エ (略)

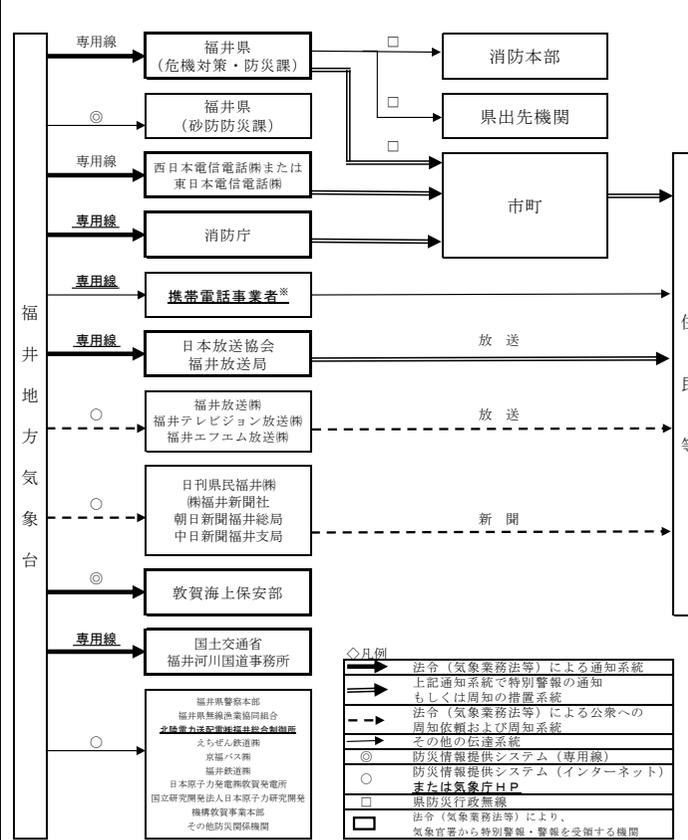
(新設)

オ (略)

②～⑤ (略)

(2)～(4) (略)

第1図 特別警報・警報・注意報の伝達系統図



※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

第5節 情報および被害状況報告計画

第1 情報の収集および伝達

(1) 県の実施事項

①市町からの収集

ア～エ (略)

オ 避難者に関する情報

カ (略)

②～⑤ (略)

(2)～(4) (略)

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第2～第5（略） 別表第2 近畿地方整備局福井河川国道事務所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所、近畿中国森林管理局福井森林管理署、西日本電信電話株式会社福井支店、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、中日本高速道路株式会社福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター、西日本高速道路株式会社福知山管理事務所、北陸電力株式会社福井支店、関西電力株式会社原子力事業本部、えちぜん鉄道株式会社、福井鉄道株式会社</p>	<p>第2～第5（略） 別表第2 近畿地方整備局福井河川国道事務所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所、近畿中国森林管理局福井森林管理署、西日本電信電話株式会社福井支店、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、中日本高速道路株式会社福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター、西日本高速道路株式会社福知山管理事務所、北陸電力株式会社福井支店、関西電力株式会社原子力事業本部、<u>関西電力送配電株式会社</u>、えちぜん鉄道株式会社、福井鉄道株式会社</p>



福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

第6節 災害広報計画  
 第1 県における広報  
 (1) (略)  
 (2) 災害情報の広報  
 ① (略)  
 ② 県民に対する広報  
 ア (略)  
 イ 広報手段  
 (ア)～(エ) (略)  
 (オ) ポータルサイト・サーバー運営業者に対し、避難勧告・指示（緊急）等に関する情報をサイトのトップページに掲載するよう協力要請する。  
 (カ) (略)

第7節 (略)

第8節 避難計画  
 第1 避難情報の種類

	警戒レベル	発令時の状況	住民に求める行動
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	警戒レベル3	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>避難勧告</u></li> <li><u>避難指示</u>（緊急）</li> </ul>	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる。</li> <li>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する</li> <li>指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う</li> </ul>
<u>災害発生情報</u> （※）	警戒レベル5	・人的被害の発生した状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

第6節 災害広報計画  
 第1 県における広報  
 (1) (略)  
 (2) 災害情報の広報  
 ① (略)  
 ② 県民に対する広報  
 ア (略)  
 イ 広報手段  
 (ア)～(エ) (略)  
 (オ) ポータルサイト・サーバー運営業者に対し、避難指示等に関する情報をサイトのトップページに掲載するよう協力要請する。  
 (カ) (略)

第7節 (略)

第8節 避難計画  
 第1 避難情報の種類

	警戒レベル	発令時の状況	住民に求める行動
<u>高齢者等避難</u>	警戒レベル3	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
<u>避難指示</u>	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる。</li> <li>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する</li> <li>指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う</li> </ul>
<u>緊急安全確保</u> （※）	警戒レベル5	・人的被害の発生または切迫した状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

第2 実施責任者および基準

(1) 避難の準備情報、勧告および指示

事項区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
避難のための立退きの準備その他の措置	市町長 (災害対策基本法56)	立退き準備の勧告(避難行動要支援者は立退きの勧告)	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 ・水位が国管理河川においては避難判断水位、県管理河川においては氾濫注意水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 【土砂災害】 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき等
避難の勧告	市町長 (災害対策基本法60)	立退きの勧告および立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・水位が国管理河川においては氾濫危険水位、県管理河川においては避難判断水位(特別警戒水位)に到達したとき等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき等 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき等
避難の指示	知事およびその命を受けた職員 (水防法29)(地すべり等防止法25)	立退きの指示	洪水・高潮・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法29)	立退きの指示	洪水・高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
避難の指示	市町長 (災害対策基本法60)	立退きの指示および立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・河川の水位が国管理河川においては堤防天端高に到達するおそれが高いとき、県管理河川においては氾濫危険水位に到達したとき等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過したとき等 【高潮】 ・潮位が危険潮位を越えたとき等

第2 実施責任者および基準

(1) 避難の準備情報、勧告および指示

事項区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準 例
避難のための立退きの準備その他の措置	市町長 (災害対策基本法56)	立退き準備の勧告(避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供)	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 ・水位が国管理河川においては避難判断水位、県管理河川においては氾濫注意水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 【土砂災害】 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき等
避難の指示	市町長 (災害対策基本法60)	立退きの指示および立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・水位が国管理河川においては氾濫危険水位、県管理河川においては避難判断水位(特別警戒水位)に到達したとき等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき等 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき等
	知事およびその命を受けた県職員 水防管理者 (水防法29)	立退きの指示	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事またはその命じた職員 (地すべり等防止法25)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法61)	立退きおよび立ち退き先の指示	市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法4)	警 告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

警察官 (災害対策基本 法61) (警察官職務執 行法4)	立退きの指 示および立 退き先の指 示	市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町長から要求があったとき。
	警 告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合には危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 (災害対策基本 法61)	立退きの指 示および立 退き先の指 示
自衛官 (自衛隊法94)	避難につい て必要な措 置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

緊急安全 確保措置	市町長 (災害対策基本 法60)	緊急安全確保 措置(高所へ の移動、近隣 の堅固な建物 への待避等)	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき 【水害】 ・ 氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき等 【土砂災害】 ・ 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき等 【高潮】 ・ 高潮氾濫発生情報が発表されたとき等
	知事およびそ の命を受けた 県職員 水防管理者 (水防法29)	緊急安全確保 措置(屋内で の待避等)	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫しているとき。
	警察官・海上 保安官 (災害対策基本 法61)	緊急安全確保 措置	市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執 行法4)	警 告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合には危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

(2) 避難勧告等の判断基準の策定

市町は避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定するものとする。この場合、雨量、河川の水位（氾濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位））、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努めるものとする。

(3) 避難勧告等実施責任者の代理規定の整備

市町は、首長不在時における発災に備え、避難勧告等発令に係る代理規定を整備しておくものとする。

(4) 避難勧告等の発令方法

市町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難勧告・指示（緊急）を発令するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

市町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示（緊急）等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、避難勧告・指示（緊急）および災害発生情報を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅

(2) 避難指示等の判断基準の策定

市町は避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するものとする。この場合、雨量、河川の水位（氾濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位））、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努めるものとする。

(3) 避難指示等実施責任者の代理規定の整備

市町は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規定を整備しておくものとする。

(4) 避難指示等の発令方法

市町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難指示を発令するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

市町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、避難指示および緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。</p> <p>市町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、市町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>避難勧告等の発令に当たっては、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 避難勧告等の助言 知事は、必要と認めるときは、市町長の避難勧告等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施するものとする。 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示（緊急）または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 また、市町は、避難勧告または指示（緊急）を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>第3 避難場所および避難所の選定、開設等</b></p> <p>(1) 市町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、または天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、当該市町長は知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 県および市町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。</p> <p>市町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて</u>、市町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、市町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>避難指示等の発令に当たっては、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 避難指示等の助言 知事は、必要と認めるときは、市町長の避難指示等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施するものとする。 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 また、市町は、<u>避難指示</u>を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>第3 避難場所および避難所の選定、開設等</b></p> <p>(1) 市町長は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、または天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、当該市町長は知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。また、<u>市町は、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、当該研修所、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 県および市町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方<u>および性的少数者</u>の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー</u>の配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(10) 市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置す</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(10) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(11) 市町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 避難の周知徹底</p> <p>(1) 関係機関相互の通知および連絡  <u>避難指示者は避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示(緊急)</u>を発令したときは、速やかに関係機関に通知または連絡するものとする。          県は、市町等関係機関相互の通知および連絡が迅速かつ確実に行われるよう、インターネットを活用した避難情報を伝達するシステムの検討を進める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市町から住民への防災情報伝達体制の整備          市町長は、避難勧告等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線（戸別受信機を含む）による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、ケーブルTV、一斉電話配信システム、携帯電話メール等多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6 広域避難の調整</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づく広域避難          (中略)          被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(中略)</p>	<p><u>る、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 市町は指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(13) 市町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、<u>自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>(14) 県は、避難所の高齢者、障がい者、子ども、妊産婦など災害時要配慮者の生活機能低下防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）について国または被災都道府県以外の都道府県に対する派遣要請を検討する。</p> <p>(15) 市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>(16) 市町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 避難の周知徹底</p> <p>(1) 関係機関相互の通知および連絡          避難指示者は<u>高齢者等避難、避難指示</u>を発令したときは、速やかに関係機関に通知または連絡するものとする。          県は、市町等関係機関相互の通知および連絡が迅速かつ確実に行われるよう、<u>災害情報インターネットシステムを活用し、避難情報を伝達するものとする。</u>  <u>市町は、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市町から住民への防災情報伝達体制の整備          市町長は、<u>避難指示</u>等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線（戸別受信機を含む）による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、ケーブルTV、一斉電話配信システム、携帯電話メール等多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6 広域避難の調整</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づく広域避難          (中略)          被災市町は、災害の<u>予測</u>規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める<u>ことができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>市町は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(新設)</p> <p>第7～第9 (略)</p> <p>第10 市町地域防災計画で定める事項</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示 (緊急) の基準</u></p> <p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示 (緊急) の区分</u></p> <p>(3) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示 (緊急) 事項</u></p> <p>(4) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示 (緊急) の実施責任者および代理者</u></p> <p>(5) ～ (9) (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 要配慮者応急対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 市町における対応</p> <p>(1) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第11節～第13節 (略)</p> <p>第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画</p> <p>第1 実施責任者</p> <p>(中略)</p> <p>なお、市町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第2 災害救助法が適用された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p>① (略)</p>	<p>る。</p> <p><u>国、県および市町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 情報の提供</p> <p><u>政府本部、指定行政機関、公共機関、県および市町、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>第7～第9 (略)</p> <p>第10 市町地域防災計画で定める事項</p> <p>(1) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準</u></p> <p>(2) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の区分</u></p> <p>(3) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保事項</u></p> <p>(4) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者および代理者</u></p> <p>(5) ～ (9) (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 要配慮者応急対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 市町における対応</p> <p>(1) <u>災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿および個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</u></p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第11節～第13節 (略)</p> <p>第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画</p> <p>第1 実施責任者</p> <p>(中略)</p> <p>なお、市町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p><u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第2 災害救助法が適用された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p>① (略)</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																																																
<p>②対象者 ア 住宅が半壊、半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第15節 医療助産計画 第1～第2 (略)</p> <p>第3 救護班の構成 (1) (略) (2) 救護班の派遣機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">DMA T指定病院 (機関)</th> <th style="text-align: center;">チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">23</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 応急医療体制 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーター (中略)</li> <li>・拠点医療救護所および後方支援病院 救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。 (中略)</li> <li>・航空搬送拠点 県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置するものとする。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設 (SCU) を設置するものとする。</li> </ul> <p>第5 (略)</p> <p>第6 患者等の搬送力の確保 (中略)</p> <p>また、県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の航空搬送拠点として、福井空港等の活用を図るものとする。</p> <p>第7～第8 (略)</p>	DMA T指定病院 (機関)	チーム数	福井県立病院	3	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	2	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	4	福井総合病院	1	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1	合 計	23	<p>②対象者 ア 住宅が半壊、半焼し、<u>または半壊に準じる程度の損害をうけ</u>、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第15節 医療助産計画 第1～第2 (略)</p> <p>第3 救護班の構成 (1) (略) (2) 救護班の派遣機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">DMA T指定病院 (機関)</th> <th style="text-align: center;">チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>24</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 応急医療体制 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害医療アドバイザー</u>および災害医療コーディネーター (中略)</li> <li>・拠点医療救護所および後方支援病院 救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。 (中略)</li> <li>・航空搬送拠点 県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、<b>福井県ドクターヘリ</b>等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置するものとする。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設 (SCU) を設置するものとする。</li> </ul> <p>第5 (略)</p> <p>第6 患者等の搬送力の確保 (中略)</p> <p>また、県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、<b>福井県ドクターヘリ</b>等の航空機を活用した患者等の航空搬送拠点として、福井空港等の活用を図るものとする。</p> <p>第7～第8 (略)</p>	DMA T指定病院 (機関)	チーム数	福井県立病院	3	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	2	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	4	福井総合病院	1	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1	合 計	<u>24</u>
DMA T指定病院 (機関)	チーム数																																																
福井県立病院	3																																																
福井県済生会病院	3																																																
福井大学医学部附属病院	3																																																
福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3																																																
公立丹南病院	1																																																
福井勝山総合病院	2																																																
市立敦賀病院	2																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	4																																																
福井総合病院	1																																																
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1																																																
合 計	23																																																
DMA T指定病院 (機関)	チーム数																																																
福井県立病院	3																																																
福井県済生会病院	3																																																
福井大学医学部附属病院	3																																																
福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3																																																
公立丹南病院	1																																																
福井勝山総合病院	2																																																
市立敦賀病院	2																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	4																																																
福井総合病院	1																																																
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1																																																
合 計	<u>24</u>																																																

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																																								
<p>第16節 ボランティア受入計画</p> <p>第1 ボランティアの受入体制 (1)～(2) (略) (新設)</p> <p>第17節～第20節 (略)</p> <p>第21節 交通対策計画 第1～第2 (略) 第3 交通規制に関する措置 (1)～(4) (略) (5) 緊急通行車両等の確認等 ①緊急通行車両等の範囲 (中略) ○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両種別</th> <th>標章 掲示</th> <th>事前 届出</th> <th>対象車両の態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急自動車</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>警察用・消防用・救急用自動車等</td> </tr> <tr> <td>自衛隊車両等</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)</td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両</td> <td>必要</td> <td>可</td> <td>指定行政機関が行う避難勧告・救難・救助等の関係車両等</td> </tr> <tr> <td>事前届出対象の 規制除外車両</td> <td>必要</td> <td>可</td> <td>民間事業者等による災害対策対応車両、指定公共機関の車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両</td> </tr> </tbody> </table> <p>第22節 (略)</p> <p>第23節 食品衛生栄養指導計画 第1 実施責任者 (1) (略) (2) 県(健康福祉センター)は、食品衛生および栄養補給に関する指導を行う。</p> <p>第2 実施方法 (1) (略) (2) 避難所等における食品衛生の確保 健康福祉センターは、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。 (中略) ア～オ (略)</p>	車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様	緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等	自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)	緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難勧告・救難・救助等の関係車両等	事前届出対象の 規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両、指定公共機関の車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両	<p>第16節 ボランティア受入計画</p> <p>第1 ボランティアの受入体制 (1)～(2) (略) (3) 受入経費 県または県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県、市町の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>第17節～第20節 (略)</p> <p>第21節 交通対策計画 第1～第2 (略) 第3 交通規制に関する措置 (1)～(4) (略) (5) 緊急通行車両等の確認等 ①緊急通行車両等の範囲 (中略) ○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両種別</th> <th>標章 掲示</th> <th>事前 届出</th> <th>対象車両の態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急自動車</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>警察用・消防用・救急用自動車等</td> </tr> <tr> <td>自衛隊車両等</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)</td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両</td> <td>必要</td> <td>可</td> <td>指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両等</td> </tr> <tr> <td>事前届出対象の 規制除外車両</td> <td>必要</td> <td>可</td> <td>民間事業者等による災害対策対応車両、指定公共機関の車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両</td> </tr> </tbody> </table> <p>第22節 (略)</p> <p>第23節 食品衛生栄養指導計画 第1 実施責任者 (1) (略) (2) 県(健康福祉センター)および保健所設置市の保健所は、食品衛生および栄養補給に関する指導を行う。</p> <p>第2 実施方法 (1) (略) (2) 避難所等における食品衛生の確保 健康福祉センターおよび保健所設置市の保健所は、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。 (中略) ア～オ (略)</p>	車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様	緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等	自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)	緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両等	事前届出対象の 規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両、指定公共機関の車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両
車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様																																						
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等																																						
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)																																						
緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難勧告・救難・救助等の関係車両等																																						
事前届出対象の 規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両、指定公共機関の車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両																																						
車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様																																						
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等																																						
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)																																						
緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両等																																						
事前届出対象の 規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両、指定公共機関の車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両																																						

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

(3)～(4) (略)

(5) 給食施設に対する支援  
健康福祉センターは、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第24節 (略)

第25節 廃棄物処理計画  
第1 (略)  
第2 災害廃棄物の発生への対応  
(中略)  
県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。  
(中略)

第26節～第35節 (略)

第36節 水防計画  
第1 (略)  
第2 水防区域  
(1) (略)  
(2) 福井県知事において水防警報を行う区域

九頭竜川幹川		下新井橋から下流国土交通大臣管理区域まで
竹田川		坂井市丸岡町川上北陸自動車道から九頭竜川合流点まで
日野川		南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで
足羽川		福井市蔵向橋から日野川合流点まで
笹の川		敦賀市小河 小河川合流点から日本海まで
南 川	左岸	小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで
	右岸	小浜市中井平野下30字30番から日本海まで
荒 川	左岸	永平寺町松岡吉野35字18番1から足羽川合流点まで
	右岸	永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで
兵庫川		坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで
赤根川		飯降谷川合流点から清滝川合流点まで
清滝川		大野市稲郷橋から真名川合流点まで
江端川	左岸	福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで

(3)～(4) (略)

(5) 給食施設に対する支援  
健康福祉センター**および保健所設置市の保健所**は、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第24節 (略)

第25節 廃棄物処理計画  
第1 (略)  
第2 災害廃棄物の発生への対応  
(中略)  
県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。  
**市町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める**  
(中略)

第26節～第35節 (略)

第36節 水防計画  
第1 (略)  
第2 水防区域  
(1) (略)  
(2) 福井県知事において水防警報を行う区域

九頭竜川幹川		下新井橋から下流国土交通大臣管理区域まで
竹田川		坂井市丸岡町川上北陸自動車道から九頭竜川合流点まで
日野川		南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで
足羽川		<b>今立郡池田町常安橋から池田町持越橋</b> 福井市蔵向橋から日野川合流点まで
笹の川		敦賀市小河 小河川合流点から日本海まで
南 川	左岸	小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで
	右岸	小浜市中井平野下30字30番から日本海まで
荒 川	左岸	永平寺町松岡吉野35字18番1から足羽川合流点まで
	右岸	永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで
兵庫川		坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで
赤根川		飯降谷川合流点から清滝川合流点まで
清滝川		大野市稲郷橋から真名川合流点まで

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

	右岸	福井市東大味町39字味味吉23番地の2地先から日野川合流点まで
天王川		越前町七郷堰から日野川合流点まで
浅水川	左岸 右岸	鯖江市石切橋から日野川合流点まで 福井市石切橋から日野川合流点まで
鞍谷川		越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで
吉野瀬川		越前市岡本橋から日野川合流点まで
耳 川	左岸 右岸	美浜町中寺19号字石田27-38から日本海まで 美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海まで
鱒 川	左岸 右岸	若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方湖まで 若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方湖まで
遠敷川		小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで
佐分利川		田井谷川合流点から日本海まで
関屋川		高浜町向谷橋から日本海まで

江端川	左岸 右岸	福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで 福井市東大味町39字味味吉23番地の2地先から日野川合流点まで
天王川		越前町七郷堰から日野川合流点まで
浅水川	左岸 右岸	鯖江市石切橋から日野川合流点まで 福井市石切橋から日野川合流点まで
鞍谷川		越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで
吉野瀬川		越前市岡本橋から日野川合流点まで
井の口川		敦賀市三味線川合流点から日本海まで
耳 川	左岸 右岸	美浜町中寺19号字石田27-38から日本海まで 美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海まで
鱒 川	左岸 右岸	若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方湖まで 若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方湖まで
遠敷川		小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで
佐分利川		田井谷川合流点から日本海まで
関屋川		高浜町向谷橋から日本海まで

(3) (略)  
第3～第6 (略)

第37節 土砂災害応急対策計画  
第1 (略)  
第2 土砂災害警戒情報の発表

県は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに土砂災害警戒情報を福井地方気象台と連携して作成、共同発表し、市町に通知するとともに、一般に周知するために必要な措置を講じる。また、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

(中略)  
第3 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知

国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示（緊急）の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。

第4 (略)  
第5 避難活動

- (1) 避難の勧告、指示  
①～② (略)  
③ 避難の勧告、指示を行った者は、防災関係機関へ通知する。  
(2) 関係住民への周知徹底  
市町長が避難の勧告、指示を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与え周知徹底を図る。  
①～③ (略)  
(3)～(4) (略)  
(5) 避難勧告、指示（緊急）の解除

市町は、避難勧告または指示（緊急）の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) (略)  
第3～第6 (略)

第37節 土砂災害応急対策計画  
第1 (略)  
第2 土砂災害警戒情報の発表

県は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに土砂災害警戒情報を福井地方気象台と連携して作成、共同発表し、市町に通知するとともに、一般に周知するために必要な措置を講じる。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

(中略)  
第3 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知

国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。

第4 (略)  
第5 避難活動

- (1) 避難の指示  
①～② (略)  
③ 避難の指示を行った者は、防災関係機関へ通知する。  
(2) 関係住民への周知徹底  
市町長が避難の指示を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与え周知徹底を図る。  
①～③ (略)  
(3)～(4) (略)  
(5) 避難指示の解除

市町は、避難指示の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。  
国および県は、市町から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするも

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

国および県は、市町から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORE）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町に助言を行うものとする。

のとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORE）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町に助言を行うものとする。

第6（略）

第6（略）

第38節（略）

第38節（略）

第39節 火山災害応急対策計画

第39節 火山災害応急対策計画

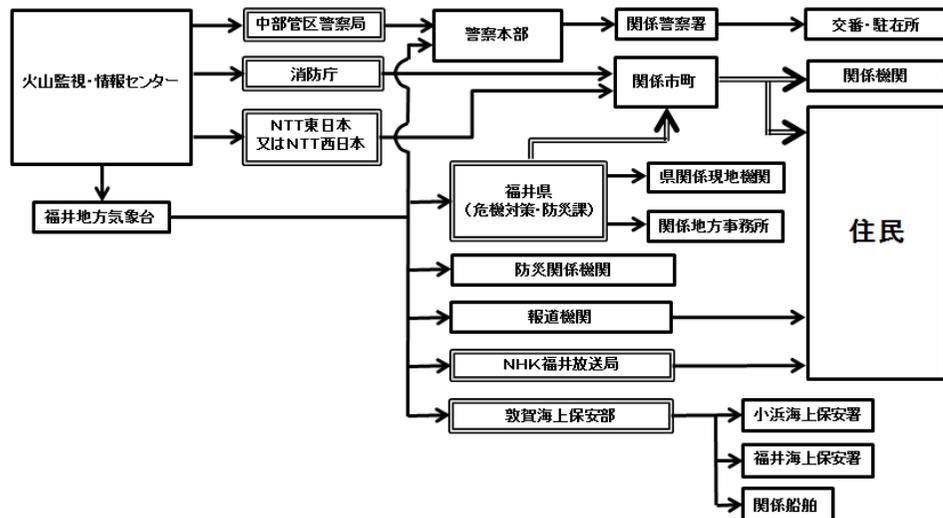
第1～第2（略）

第1～第2（略）

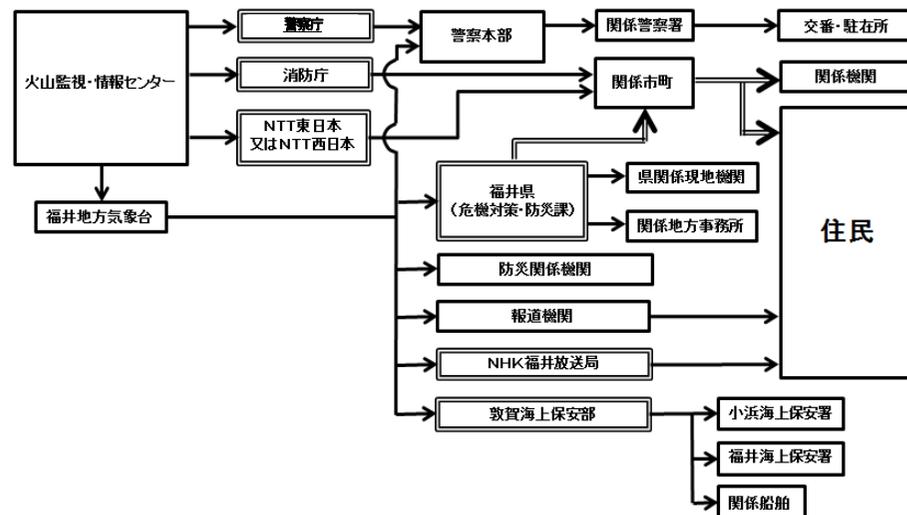
第3 噴火警報等の伝達

第3 噴火警報等の伝達

噴火予報・警報の伝達系統図



噴火予報・警報の伝達系統図



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  
注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  
注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第4章 災害復旧計画  
第1節 公共施設の災害復旧  
第1～第7（略）  
（新設）

第4章 災害復旧計画  
第1節 公共施設の災害復旧  
第1～第7（略）  
第8 災害復旧支援

県は、市町が管理する指定区間外の国道、県又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

第2節 民生安定計画

第1 被災者生活再建支援のための措置  
(1)～(3) (略)  
(新設)

第2～第5 (略)

第6 被災者生活再建支援金の支給等  
(1) 被災者生活再建支援金  
① (略)  
② 対象となる被災世帯  
ア～エ (略)  
(新設)  
③ 支給限度額  
ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ②の(ア)に該当	解体 ②の(イ)に該当	長期避難 ②の(ウ)に該当	大規模半壊 ②の(エ)に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

(注) 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円を支給限度額とする。

(2) (略)

第7～第9 (略)

第3節 (略)

等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第2節 民生安定計画

第1 被災者生活再建支援のための措置  
(1)～(3) (略)  
(4) 支援制度の周知  
県および市町は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2～第5 (略)

第6 被災者生活再建支援金の支給等  
(1) 被災者生活再建支援金  
① (略)  
② 対象となる被災世帯  
ア～エ (略)  
**オ 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯**  
③ 支給限度額  
ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ②の(ア)に該当	解体 ②の(イ)に該当	長期避難 ②の(ウ)に該当	大規模半壊 ②の(エ)に該当	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (全壊 解体 長期避難 大規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

(注) 被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入または補修する場合は、合計で200万円（中規模半壊の場合は100万円）または100万円（中規模半壊の場合は50万円）を支給限度額とする。

(2) (略)

第7～第9 (略)

第3節 (略)

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																																										
<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節 (略) 第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 第1～第2 (略) 第3 処理すべき事務または業務の大綱 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は防災に関しおのおの次の事務または業務を処理する。 1. ～2. (略) 3. 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～ 10. (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. 中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保</td> </tr> <tr> <td>12. ～ 16. (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17. 東京管区气象台（福井地方气象台）</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施</td> </tr> <tr> <td>18. ～ 19. (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. (略) 5. 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～ 2. (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 日本赤十字社（福井県支部）</td> <td>(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給</td> </tr> <tr> <td>4. 電力関係機関 北陸電力株（福井支店） 関西電力株（原子力事業本部） （送配電カンパニー京都支社） 電源開発株（九頭竜電力所） 日本原子力発電株（敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. ～ 10. (略)		11. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保	12. ～ 16. (略)		17. 東京管区气象台（福井地方气象台）	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施	18. ～ 19. (略)		機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. ～ 2. (略)		3. 日本赤十字社（福井県支部）	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給	4. 電力関係機関 北陸電力株（福井支店） 関西電力株（原子力事業本部） （送配電カンパニー京都支社） 電源開発株（九頭竜電力所） 日本原子力発電株（敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧	<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節 (略) 第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 第1～第2 (略) 第3 処理すべき事務または業務の大綱 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は防災に関しおのおの次の事務または業務を処理する。 1. ～2. (略) 3. 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～ 10. (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. 中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の<u>防止</u>についての保安の確保</td> </tr> <tr> <td>12. ～ 16. (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17. 東京管区气象台（福井地方气象台）</td> <td>(1) 気象、地象、<u>地動</u>および水象の観測ならびにその成果の収集および発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災情報の発表、伝達および解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施</td> </tr> <tr> <td>18. ～ 19. (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20. <u>国土地理院（北陸地方測量部）</u></td> <td>(1) <u>災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供</u> (2) <u>地理情報システムの活用に関すること</u> (3) <u>公共測量の技術助言</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. (略) 5. 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～ 2. (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 日本赤十字社（福井県支部）</td> <td>(1) 災害時における被災者の医療救護および<u>こころのケア</u> (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 血液製剤の供給</td> </tr> <tr> <td>4. 電力関係機関 北陸電力株（福井支店） 関西電力株（原子力事業本部） <u>関西電力送配電株</u> 電源開発株（九頭竜電力所） 日本原子力発電株（敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. ～ 10. (略)		11. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の <u>防止</u> についての保安の確保	12. ～ 16. (略)		17. 東京管区气象台（福井地方气象台）	(1) 気象、地象、 <u>地動</u> および水象の観測ならびにその成果の収集および発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災情報の発表、伝達および解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施	18. ～ 19. (略)		20. <u>国土地理院（北陸地方測量部）</u>	(1) <u>災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供</u> (2) <u>地理情報システムの活用に関すること</u> (3) <u>公共測量の技術助言</u>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. ～ 2. (略)		3. 日本赤十字社（福井県支部）	(1) 災害時における被災者の医療救護および <u>こころのケア</u> (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 血液製剤の供給	4. 電力関係機関 北陸電力株（福井支店） 関西電力株（原子力事業本部） <u>関西電力送配電株</u> 電源開発株（九頭竜電力所） 日本原子力発電株（敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																										
1. ～ 10. (略)																																											
11. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保																																										
12. ～ 16. (略)																																											
17. 東京管区气象台（福井地方气象台）	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施																																										
18. ～ 19. (略)																																											
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																										
1. ～ 2. (略)																																											
3. 日本赤十字社（福井県支部）	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給																																										
4. 電力関係機関 北陸電力株（福井支店） 関西電力株（原子力事業本部） （送配電カンパニー京都支社） 電源開発株（九頭竜電力所） 日本原子力発電株（敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧																																										
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																										
1. ～ 10. (略)																																											
11. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の <u>防止</u> についての保安の確保																																										
12. ～ 16. (略)																																											
17. 東京管区气象台（福井地方气象台）	(1) 気象、地象、 <u>地動</u> および水象の観測ならびにその成果の収集および発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災情報の発表、伝達および解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施																																										
18. ～ 19. (略)																																											
20. <u>国土地理院（北陸地方測量部）</u>	(1) <u>災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供</u> (2) <u>地理情報システムの活用に関すること</u> (3) <u>公共測量の技術助言</u>																																										
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																										
1. ～ 2. (略)																																											
3. 日本赤十字社（福井県支部）	(1) 災害時における被災者の医療救護および <u>こころのケア</u> (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 血液製剤の供給																																										
4. 電力関係機関 北陸電力株（福井支店） 関西電力株（原子力事業本部） <u>関西電力送配電株</u> 電源開発株（九頭竜電力所） 日本原子力発電株（敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧																																										



福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																						
<p>第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1 (略) 第2 防災知識普及計画 (1) 県民に対する防災知識の普及 県、市町および福井地方気象台は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育などを通じて、地震や津波に対する関心を高め、防災知識を普及させる。災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、県民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>① (略) ② 普及の内容 ア～イ (略) ウ 平常時の心得 (ア) 避難行動に関する知識 ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所へ避難すること (新設) ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと</p> <p>(イ)～(エ) (略) (オ) 津波警報等発表時や避難指示（緊急）等の発令時にとるべき行動 (カ)～(キ) (略) エ～コ (略) (2)～(7) (略) 第3～第5 (略)</p>	<p><u>の要因となる大規模地震の津波断層モデルから福井県に影響が大きいとして選定された4つの津波断層モデルに、今回の想定に関して福井県がアドバイザーとして委嘱した学識者の意見を踏まえて1つを加えた5つを津波波源の候補として選定した。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>1 F42</td> <td>M7. 28/断層長さ56km</td> </tr> <tr> <td>2 F49</td> <td>M7. 39/断層長さ87km</td> </tr> <tr> <td>3 F51</td> <td>M7. 17/断層長さ48km</td> </tr> <tr> <td>4 F52</td> <td>M7. 34/断層長さ70km</td> </tr> <tr> <td>5 F53</td> <td>M7. 21/断層長さ60km</td> </tr> </table> <p>② 最大津波高 津波高のシミュレーションの結果、F49を震源とした場合に、坂井市安島付近で想定される12.2mが本県の最大値となった。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>F42</td> <td>F49</td> <td>F51</td> <td>F52</td> <td>F53</td> </tr> <tr> <td>最大津波高</td> <td>3.3m</td> <td>12.2m</td> <td>6.1m</td> <td>7.2m</td> <td>3.8m</td> </tr> </table> <p>③ 浸水想定 それぞれの波源による浸水区域の最大値を重ね合わせて算出した結果、県全体での最大浸水域面積は729haとなった。</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1 (略) 第2 防災知識普及計画 (1) 県民に対する防災知識の普及 県、市町および福井地方気象台は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育などを通じて、地震や津波に対する関心を高め、防災知識を普及させる。災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、県民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>① (略) ② 普及の内容 ア～イ (略) ウ 平常時の心得 (ア) 避難行動に関する知識 ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所へ避難すること ・海水浴場等において、赤と白の格子模様の旗（以下「津波フラッグ」という。）による津波警報等の伝達があったときは、直ちに避難行動を取ること ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと</p> <p>(イ)～(エ) (略) (オ) 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動 (カ)～(キ) (略) エ～コ (略) (2)～(7) (略) 第3～第5 (略)</p>	1 F42	M7. 28/断層長さ56km	2 F49	M7. 39/断層長さ87km	3 F51	M7. 17/断層長さ48km	4 F52	M7. 34/断層長さ70km	5 F53	M7. 21/断層長さ60km		F42	F49	F51	F52	F53	最大津波高	3.3m	12.2m	6.1m	7.2m	3.8m
1 F42	M7. 28/断層長さ56km																						
2 F49	M7. 39/断層長さ87km																						
3 F51	M7. 17/断層長さ48km																						
4 F52	M7. 34/断層長さ70km																						
5 F53	M7. 21/断層長さ60km																						
	F42	F49	F51	F52	F53																		
最大津波高	3.3m	12.2m	6.1m	7.2m	3.8m																		

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2節～第3節（略）                      第4節 避難対策計画                      第1～第5（略）                      第6 避難路等避難誘導体制の整備</p> <p>市町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備し、避難誘導マップ等を作成し、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。</p> <p>特に、津波による危険が予想される市町は、訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。その際、水害、土砂災害、河川の氾濫、台風等による高潮や河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、県および市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。</p> <p>市町は、消防団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直しを行う。</p> <p>市町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）および受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</p> <p>第7～第8（略）                      第7節 要配慮者震災予防計画                      第1～第2（略）                      第3 災害応急体制の整備                      (1)～(2)（略）                      (3) 地域ぐるみの救護体制の整備</p> <p>要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等 とのつながりを保つよう努力する。</p> <p>市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別計画」という。）を整備するよう努める。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めた場合等により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行</p>	<p>第2節～第3節（略）                      第4節 避難対策計画                      第1～第5（略）                      第6 避難路等避難誘導体制の整備</p> <p>市町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備し、避難誘導マップ等を作成し、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。</p> <p>特に、津波による危険が予想される市町は、訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、<b>避難性指示</b>の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。その際、水害、土砂災害、河川の氾濫、台風等による高潮や河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、県および市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。</p> <p>市町は、消防団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直しを行う。</p> <p>市町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）および受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</p> <p>第7～第8（略）                      第7節 要配慮者震災予防計画                      第1～第2（略）                      第3 災害応急体制の整備                      (1)～(2)（略）                      (3) 地域ぐるみの救護体制の整備</p> <p>要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等 とのつながりを保つよう努力する。</p> <p>市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、<b>防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、個別避難計画を整備するよう努める。</b>避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めた場合等により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>県は、福祉関係機関等と連携し、市町における避難行動要支援者名簿の作成、避難支援プランの整備が円滑に進むよう支援する。</p> <p>また、市町は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4～第8 (略)</p> <p>第8節 医療救護予防計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護活動体制の確立</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 津波に強いまちづくり計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波に強いまちづくりの形成</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 津波浸水想定の設定</p> <p>県および市町は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。</p> <p>今後県は、津波防災地域づくり法に基づき、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を設定・公表し、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。</p> <p>市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等または主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>市町は、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>(4) ハザードマップの整備</p> <p>市町は、津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 建築物の安全化</p> <p>県、市町および施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。</p> <p>また、県および市町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。</p> <p>市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等または主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難</p>	<p>動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>県は、福祉関係機関等と連携し、市町における避難行動要支援者名簿の作成、避難支援プランの整備が円滑に進むよう支援する。</p> <p>また、市町は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4～第8 (略)</p> <p>第8節 医療救護予防計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護活動体制の確立</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 津波に強いまちづくり計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波に強いまちづくりの形成</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 津波浸水想定の設定</p> <p>県および市町は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。</p> <p>今後県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定・公表した津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として指定するよう努める。</p> <p>市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等または主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>市町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>(4) ハザードマップの整備</p> <p>市町は、津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。</p> <p>(5) 津波フラッグの普及啓発</p> <p>県および市町は、津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 建築物の安全化</p> <p>県、市町および施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。</p> <p>また、県および市町は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。</p> <p>市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等または主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町長に報告するものとする。</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節</p> <p>第1～5 (略)</p> <p>第6</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難勧告等の発令基準の設定 市町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民への避難勧告等の発令基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直す。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第13節 (略)</p> <p>第14節 津波災害防止計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難指示（緊急）等の発令基準 市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。県は、市町に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第15節～第22節 (略)</p> <p>第23節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 民間団体等との協定</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他 日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」 (中略) 福井県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の確保に関する協定書」</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第25節 緊急事態管理体制整備計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 市町防災活動体制 市町は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受け入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食料・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努めるとともに対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。 また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。</p>	<p>確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町長に報告するものとする。</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節</p> <p>第1～5 (略)</p> <p>第6</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <b>避難指示</b>の発令基準の設定 市町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民への<b>避難指示</b>の発令基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直す。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第13節 (略)</p> <p>第14節 津波災害防止計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <b>避難指示</b>の発令基準 市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに<b>避難指示</b>を発令することを基本とした具体的な<b>避難指示</b>の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。県は、市町に対し、<b>避難指示</b>の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第15節～第22節 (略)</p> <p>第23節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 民間団体等との協定</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他 日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」 (中略) 福井県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の確保に関する協定書」 <u>独立行政法人住宅金融支援機構と締結している「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」</u> <u>一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」</u> <u>一般社団法人全国木造建設事業協会と締結している「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」</u> <u>一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結している「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書」</u></p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第25節 緊急事態管理体制整備計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 市町防災活動体制 市町は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受け入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食料・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努めるとともに対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。 また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																										
<p>災害時に孤立するおそれのある市町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</p> <p>市町は、災害時に罹災証明書が滞滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>市町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>第5～第9（略） 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画 第1～第4（略） 第5 福井県災害対策連絡室の設置 （1）～（4）（略） （5） 設置の伝達等 ①（略） ② 勤務時間外または休日等における伝達 ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策課に伝達する。 イ～オ（略） （6）～（8）（略） 第6～第10（略） 第2節～第4節（略） 第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 第1（略） 第2 津波関係の情報の種類と概要 福井地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。 （1）大津波警報、津波警報、津波注意報 ① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p>	<p>災害時に孤立するおそれのある市町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</p> <p>市町は、災害時に罹災証明書の交付が滞滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>市町は、躊躇なく<b>避難指示</b>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>第5～第9（略） 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画 第1～第4（略） 第5 福井県災害対策連絡室の設置 （1）～（4）（略） （5） 設置の伝達等 ①（略） ② 勤務時間外または休日等における伝達 ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策課に伝達する。 イ～オ（略） （6）～（8）（略） 第6～第10（略） 第2節～第4節（略） 第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 第1（略） 第2 津波関係の情報の種類と概要 福井地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。 （1）大津波警報、津波警報、津波注意報 ① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を<b>速やかに</b>推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を<b>津波予報区単位</b>で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。 <b>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</b></p>																										
<p>&lt;津波警報等の種類と発表される津波の高さ等&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>予想される津波の</td> <td>10m&lt;高さ</td> <td>10m超</td> <td>巨大</td> <td>陸域に津波が及び浸水するお</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するお	<p>&lt;津波警報等の種類と発表される津波の高さ等&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>予想される津波の</td> <td>10m超</td> <td>巨大</td> <td>木造家屋が全壊・流失し、人</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人
津波警報等の種類				発表基準	津波の高さ予想の区分		発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動																		
	数値での発表	定性的表現での発表																									
大津波警報	予想される津波の	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するお																						
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																							
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																								
大津波警報	予想される津波の	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人																							

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行					改 定 案				
	高さが高いところで3mを超える場合	5m<高さ≤10m	10m	それがああるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。		高さが高いところで3mを超える場合	(10m<予想高さ)	高い	は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		3m<高さ≤5m	5m			10m (5m<予想高さ≤10m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。		5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。					注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。				
② (略)					② (略)				
(3)～(4) (略)					(3)～(4) (略)				
(5) 津波情報					(5) 津波情報				
① 津波情報の発表等					① 津波情報の発表等				
津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。					津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。				
<津波情報の種類と発表内容>					<津波情報の種類と発表内容>				
	情報の種類	発表内容				情報の種類	発表内容		
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種			津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>※1</sup> や予想される津波の高さ（発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>参照）			

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
	類と発表される津波の高さ等>参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>※2)</sup>
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>※2)</sup>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

<最大波の観測値の発表内容>

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

第3 地震関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の状況等）の解読に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅

（※1）各津波予想区の津波の到達予想時刻について

- 最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

<最大波の観測値の発表内容>

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、およびこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値および推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

第3 地震関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の状況等）の解読に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅

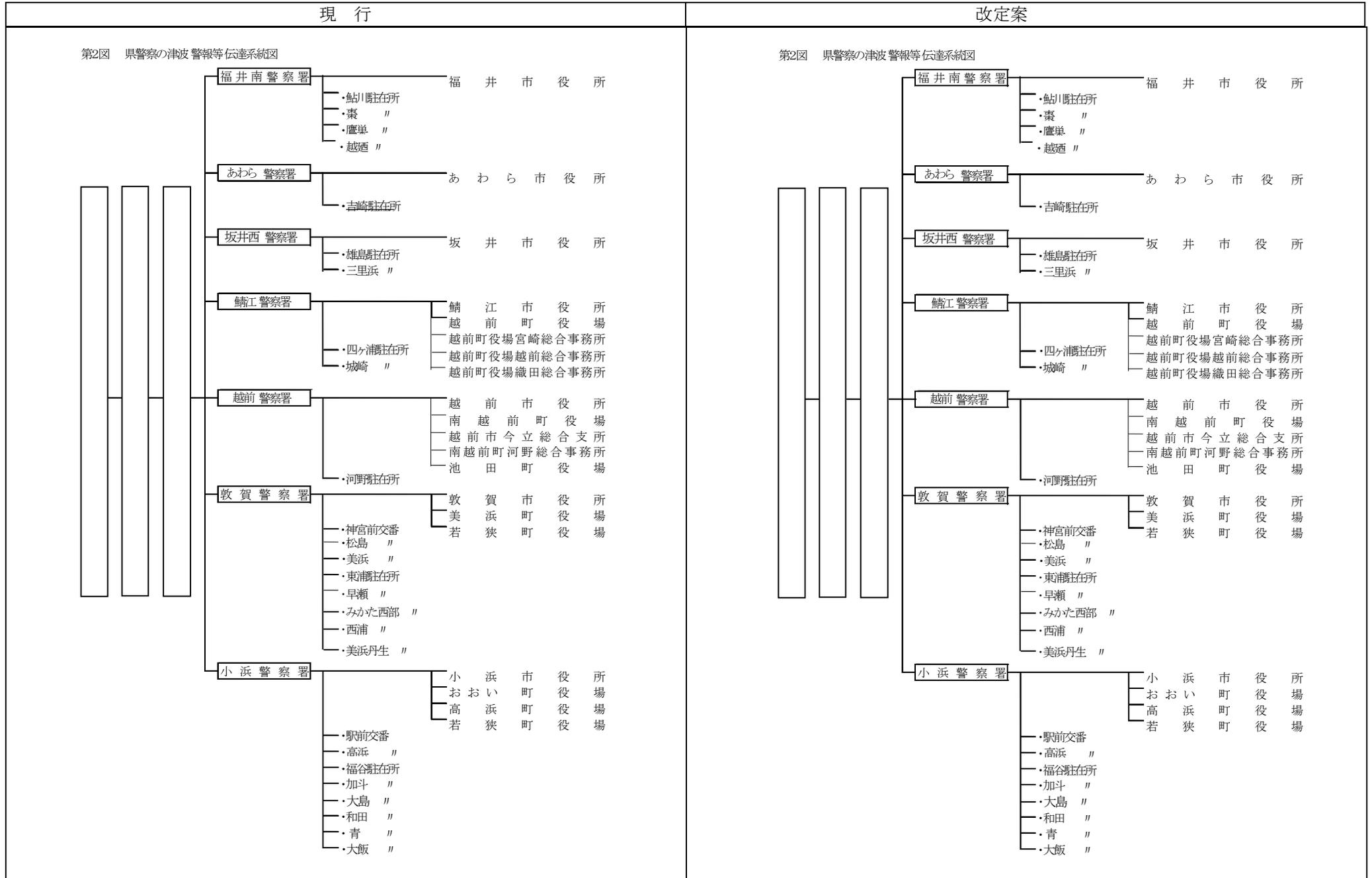
福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行			改定案		
速かつ正確な情報を伝達する。 (1) (略) (2) 地震情報の種類とその内容 <地震情報の種類と発表基準・内容>			速かつ正確な情報を伝達する。 (1) (略) (2) 地震情報の種類とその内容 <地震情報の種類と発表基準・内容>		
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
第4 (略)	第5 沿岸住民の避難、誘導体制 (1) 沿岸住民等への避難指示（緊急）等		第4 (略)	第5 沿岸住民の避難、誘導体制 (1) 沿岸住民等への避難指示	

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>沿岸市町は、津波による被害を防止するため、津波警報等が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市町長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。</p> <p>また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸および河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地 域を住民等に伝達する。</p> <p>(2) 避難指示（緊急）等の助言 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示（緊急）の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</p> <p>市町は、避難指示（緊急）を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第6 異常現象発見者の通報義務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町長からその他の関係機関への通報は第3章第6節に定めるところにより行う。</p> <p>第1図 津波警報等伝達系統図</p>	<p>沿岸市町は、津波による被害を防止するため、津波警報等が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市町長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。</p> <p>また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸および河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地 域を住民等に伝達する。</p> <p>(2) 避難指示の助言 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</p> <p>市町は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第6 異常現象発見者の通報義務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町長からその他の関係機関への通報は第3章第6節に定めるところにより行う。</p> <p>第1図 津波警報等伝達系統図</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第6節～第7節                      第8節 広報計画                      第1 (略)                      第2 県災害対策本部における広報                      (1)～(2) (略)                      (3) 広報の方法                      ① (略)                      ② その他の広報                      ア～ウ (略)                      エ ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による、避難勧告・指示等に関する情報のサイトのトップページへの掲載                      (4)～(5) (略)                      第3～第5 (略)                      第9節 避難計画                      第1 (略)                      第2 避難態勢                      (1) (略)                      (2) 避難態勢                      ① 避難の勧告・指示                      ア 市町長の措置（災害対策基本法第60条）市町長は、建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、立ち退きの勧告および指示を行う。                      避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。                      イ～オ (略)                      ②～⑤ (略)                      (3)～(4) (略)                      第3～第5 (略)                      第10節～第14節 (略)                      第15節 土砂災害応急対策計画                      第1～第3 (略)                      第4 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知                      国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示（緊急）の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。                      第16節 (略)                      第17節 災害警備計画                      第1～第2 (略)                      第3 交通規制対策                      (1)～(2)                      (3) 緊急通行車両等の確認等                      ① 緊急通行車両等の範囲 緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車および災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策的かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づき、下記に掲げる車両</p>	<p>第6節～第7節                      第8節 広報計画                      第1 (略)                      第2 県災害対策本部における広報                      (1)～(2) (略)                      (3) 広報の方法                      ① (略)                      ② その他の広報                      ア～ウ (略)                      エ ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による、<b>避難指示</b>等に関する情報のサイトのトップページへの掲載                      (4)～(5) (略)                      第3～第5 (略)                      第9節 避難計画                      第1 (略)                      第2 避難態勢                      (1) (略)                      (2) 避難態勢                      ① 避難の<b>指示</b>                      ア 市町長の措置（災害対策基本法第60条）市町長は、建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、立ち退きの勧告および指示を行う。  <b>避難指示</b>等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。                      イ～オ (略)                      ②～⑤ (略)                      (3)～(4) (略)                      第3～第5 (略)                      第10節～第14節 (略)                      第15節 土砂災害応急対策計画                      第1～第3 (略)                      第4 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知                      国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への<b>避難指示</b>の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。                      第16節 (略)                      第17節 災害警備計画                      第1～第2 (略)                      第3 交通規制対策                      (1)～(2)                      (3) 緊急通行車両等の確認等                      ① 緊急通行車両等の範囲 緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車および災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策的かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づき、下記に掲げる車両</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行				改定案			
とする。				とする。			
○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両				○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両			
車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様	車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等	緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両 (特殊ナンバー車両)	自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両 (特殊ナンバー車両)
緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難勧告・救難・救助等の関係車両等	緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う <b>避難指示</b> ・救難・救助等の関係車両等
事前届出対象の 規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両	事前届出対象の 規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両
○第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が可能）で通行可能な車両				○第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が可能）で通行可能な車両			
車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様	車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
事前届出対象外 の規制除外車両	必要	不可	規制除外車両の拡大 ※ タンクローリー（燃料輸送）・バス（被災者等輸送）・霊 柩車・大型貨物自動車（生活用品輸送）	事前届出対象外 の規制除外車両	必要	不可	規制除外車両の拡大 ※ タンクローリー（燃料輸送）・バス（被災者等輸送）・霊 柩車・大型貨物自動車（生活用品輸送）
②～⑤（略）				②～⑤（略）			
(4)～(6)（略）				(4)～(6)（略）			
第18節～第25節（略）				第18節～第25節（略）			
第26節 住宅応急対策計画				第26節 住宅応急対策計画			
第1～第2（略）				第1～第2（略）			
第3 応急仮設住宅の建設				第3 応急仮設住宅の建設			
(1)～(4)（略）				(1)～(4)（略）			
(5) 協力要請				(5) 協力要請			
県は、市町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、 <u>社団法人福井県建設業連合会</u> や協定を締結している <u>社団法人プレハブ建築協会</u> 等関係業界団体に対して協力を要請する。				県は、市町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、 <u>公益社団法人福井県建設業連合会</u> や協定を締結している <u>一般社団法人プレハブ建築協会</u> 等関係業界団体に対して協力を要請する。			
第4～第9（略）				第4～第9（略）			
第27節（略）				第27節（略）			
第28節 防疫、食品衛生計画				第28節 防疫、食品衛生計画			
第1～第2（略）				第1～第2（略）			
第3 食品衛生対策				第3 食品衛生対策			
(1)（略）				(1)（略）			
(2) 避難所等における食品衛生の確保				(2) 避難所等における食品衛生の確保			
健康福祉センターは、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。				健康福祉センター <b>および福井市保健所</b> は、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。			
また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市町の協力を得て原因を究明する。				また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市町の協力を得て原因を究明する。			
①～④（略）				①～④（略）			
(3)（略）				(3)（略）			
第29節～第31節（略）				第29節～第31節（略）			
第4章（略）				第4章（略）			

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改 定 案																										
<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 計画を定めるに当たっての基本方針</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力施設（※）</th> <th>PAZ関係市町 （おおむね5km圏）</th> <th>UPZ関係市町 （おおむね30km圏）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力㈱大飯発電所</td> <td>おおい町、小浜市</td> <td>おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所</p> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力事業所もしくは施設</th> <th>UPZ関係市町 （おおむね5km圏）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本原子力発電㈱敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん</td> <td>敦賀市</td> </tr> <tr> <td>関西電力㈱美浜発電所1号機、2号機</td> <td>美浜町、敦賀市</td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設（※）	PAZ関係市町 （おおむね5km圏）	UPZ関係市町 （おおむね30km圏）	関西電力㈱大飯発電所	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町	原子力事業所もしくは施設	UPZ関係市町 （おおむね5km圏）	日本原子力発電㈱敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	敦賀市	関西電力㈱美浜発電所1号機、2号機	美浜町、敦賀市	<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 計画を定めるに当たっての基本方針</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力施設（※）</th> <th>PAZ関係市町 （おおむね5km圏）</th> <th>UPZ関係市町 （おおむね30km圏）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力㈱大飯発電所<u>3号機、4号機</u></td> <td>おおい町、小浜市</td> <td>おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所</p> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力事業所もしくは施設</th> <th>UPZ関係市町 （おおむね5km圏）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本原子力発電㈱敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん</td> <td>敦賀市</td> </tr> <tr> <td>関西電力㈱美浜発電所1号機、2号機</td> <td>美浜町、敦賀市</td> </tr> <tr> <td><u>関西電力㈱大飯発電所1号機、2号機</u></td> <td><u>おおい町、小浜市</u></td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設（※）	PAZ関係市町 （おおむね5km圏）	UPZ関係市町 （おおむね30km圏）	関西電力㈱大飯発電所 <u>3号機、4号機</u>	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町	原子力事業所もしくは施設	UPZ関係市町 （おおむね5km圏）	日本原子力発電㈱敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	敦賀市	関西電力㈱美浜発電所1号機、2号機	美浜町、敦賀市	<u>関西電力㈱大飯発電所1号機、2号機</u>	<u>おおい町、小浜市</u>
原子力施設（※）	PAZ関係市町 （おおむね5km圏）	UPZ関係市町 （おおむね30km圏）																									
関西電力㈱大飯発電所	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町																									
原子力事業所もしくは施設	UPZ関係市町 （おおむね5km圏）																										
日本原子力発電㈱敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	敦賀市																										
関西電力㈱美浜発電所1号機、2号機	美浜町、敦賀市																										
原子力施設（※）	PAZ関係市町 （おおむね5km圏）	UPZ関係市町 （おおむね30km圏）																									
関西電力㈱大飯発電所 <u>3号機、4号機</u>	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町																									
原子力事業所もしくは施設	UPZ関係市町 （おおむね5km圏）																										
日本原子力発電㈱敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	敦賀市																										
関西電力㈱美浜発電所1号機、2号機	美浜町、敦賀市																										
<u>関西電力㈱大飯発電所1号機、2号機</u>	<u>おおい町、小浜市</u>																										

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改 定 案								
<p>表3 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み</p> <p>1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>【関西電力(株)大飯発電所3, 4号機、関西電力(株)高浜発電所3, 4号機】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">緊急事態区分</th> <th style="text-align: center;">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設敷地 緊急事態 (第2段階)</td> <td>① 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (略)</p> <p>3. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機、関西電力(株)美浜発電所3号機、関西電力(株)大飯発電所1, 2号機、関西電力(株)高浜発電所1, 2号機】</p> <p>4. 炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設</p> <p>【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、関西電力(株)美浜発電所1, 2号機】</p> <p>第5～第7 (略)</p>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	<p>表3 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み</p> <p>1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>【<u>関西電力(株)美浜発電所3号機</u>、関西電力(株)大飯発電所3, 4号機、関西電力(株)高浜発電所<u>1, 3, 4号機</u>】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">緊急事態区分</th> <th style="text-align: center;">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設敷地 緊急事態 (第2段階)</td> <td>① 炉心の損傷が発生していない場合において、<del>炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (略)</p> <p>3. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機、<del>関西電力(株)美浜発電所3号機</del>、<del>関西電力(株)大飯発電所1, 2号機</del>、<del>関西電力(株)高浜発電所1, 2号機</del>】</p> <p>4. 炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設</p> <p>【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、<u>関西電力(株)美浜発電所1, 2号機</u>、<u>関西電力(株)大飯発電所1, 2号機</u>】</p> <p>第5～第7 (略)</p>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 炉心の損傷が発生していない場合において、 <del>炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</del>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL								
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。								
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL								
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 炉心の損傷が発生していない場合において、 <del>炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</del>								

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 原子力防災体制の整備</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 避難収容活動体制の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、関係市町が屋内退避または避難のための立退きの勧告または指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市町に対し助言するものとする。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 避難所等、避難方法等の周知</p> <p>県は、関係市町に対し、自家用車による避難に備え、住民に対し避難先を十分周知するよう助言するものとする。また、スクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持ち出し、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>第9～第12 (略)</p> <p>第13 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 原子力防災体制の整備</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 避難収容活動体制の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、関係市町が屋内退避または避難のための立退きの勧告または指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市町に対し助言するものとする。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 避難所等、避難方法等の周知</p> <p>県は、関係市町に対し、自家用車による避難に備え、住民に対し避難先を十分周知するよう助言するものとする。また、スクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持ち出し、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の<b>緊急安全確保</b>措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>第9～第12 (略)</p> <p>第13 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告または指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2節～第9節 （略）</p> <p>第10節 広域的相互応援体制の整備</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 関係機関との協定</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 応急仮設住宅建設、賃貸住宅提供          一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」          公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」          一般社団法人全国木造建設事業協会と締結している「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定」</p> <p>(5)～(6) （略）</p> <p>第5～第6 （略）</p> <p>第11節～第14節 （略）</p>	<p>第2節～第9節 （略）</p> <p>第10節 広域的相互応援体制の整備</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 関係機関との協定</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 応急仮設住宅建設、賃貸住宅提供          一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」          公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書」          一般社団法人全国木造建設事業協会と締結している「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」  <u>一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結している「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書」</u></p> <p>(5)～(6) （略）</p> <p>第5～第6 （略）</p> <p>第11節～第14節 （略）</p>

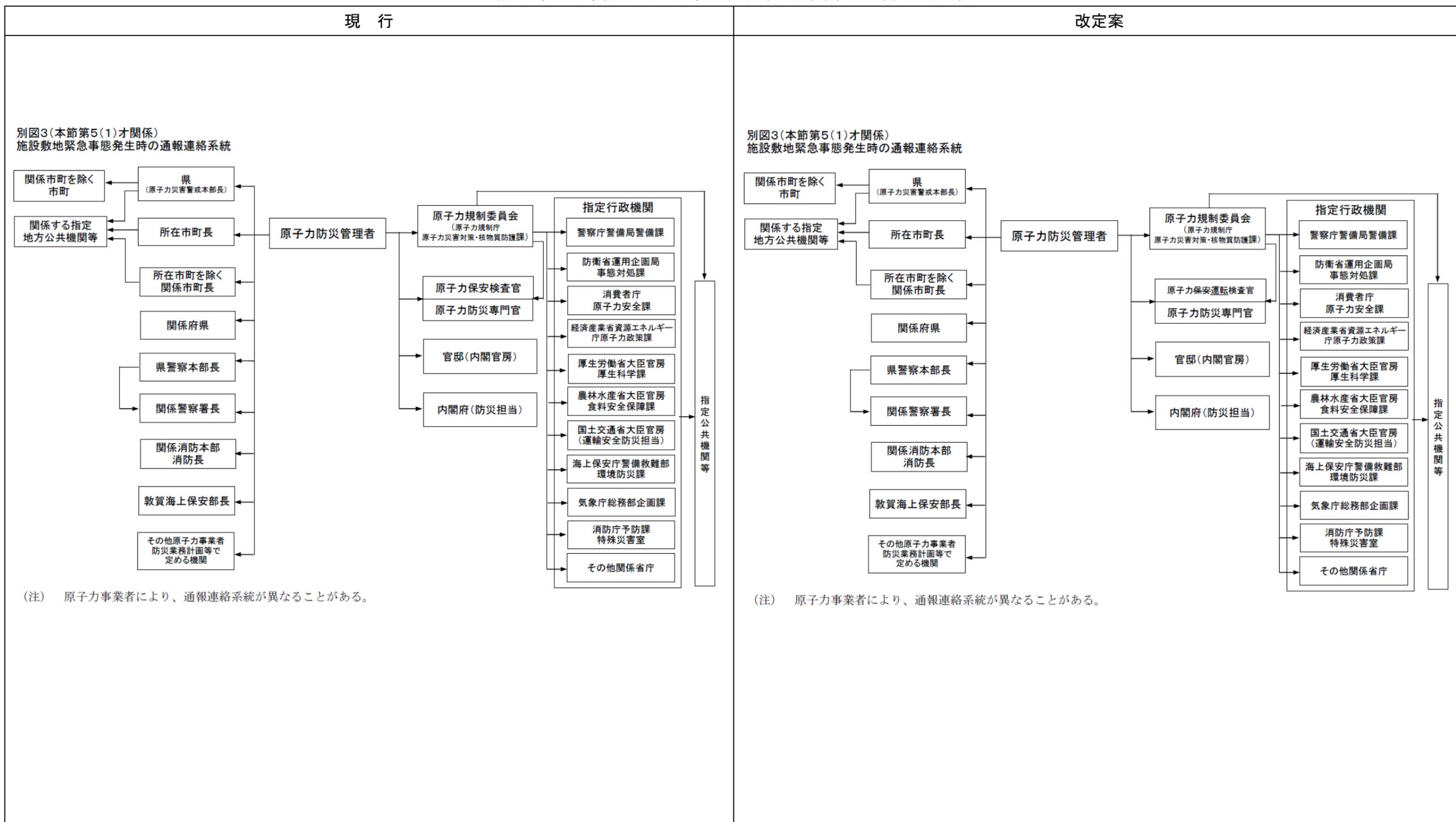
福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 緊急時活動体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県の組織動員体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 職員への伝達等</p> <p>ア 勤務時間中における伝達</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ)職員への伝達等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 上記(イ)により伝達を受けた嶺南振興局若狭企画振興室長（または二州企画振興室長）は、口頭または庁内電話で同局局长、同局副局長および同局各部長に伝達するとともに、同局二州企画振興室（または若狭企画振興室）と連携し、口頭または庁内電話で同局内各課長を経由し同局に所属する全職員に伝達するものとする。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>第3 福井県原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6)原子力災害現地警戒本部の設置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 現地警戒本部長は、嶺南振興局長を充てるものとする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>第4 福井県原子力災害対策本部の設置</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 原子力災害現地対策本部の設置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 現地本部長には副知事を、また現地本部副本部長には安全環境部危機対策監および嶺南振興局長をもって充てるものとする。</p> <p>ただし、現地本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、現地副本部長がその職務を代理するものとする。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>(7)～(14) (略)</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 緊急時活動体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県の組織動員体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 職員への伝達等</p> <p>ア 勤務時間中における伝達</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ)職員への伝達等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 上記(イ)により伝達を受けた嶺南振興局若狭企画振興室長（または二州企画振興室長）は、口頭または庁内電話で同局局长、<u>同局理事（危機対策・防災）</u>、同局副局長および同局各部長に伝達するとともに、同局二州企画振興室（または若狭企画振興室）と連携し、口頭または庁内電話で同局内各課長を経由し同局に所属する全職員に伝達するものとする。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>第3 福井県原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6)原子力災害現地警戒本部の設置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 現地警戒本部長は、<u>嶺南振興局長嶺南振興局理事（危機対策・防災）</u>を充てるものとする。<u>ただし、嶺南振興局理事（危機対策・防災）が不在等の場合には、嶺南振興局長がその事務を取り扱うものとする。</u></p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>第4 福井県原子力災害対策本部の設置</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 原子力災害現地対策本部の設置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 現地本部長には副知事を、また現地本部副本部長には安全環境部危機対策監<u>および、嶺南振興局長および嶺南振興局理事（危機対策・防災）</u>をもって充てるものとする。</p> <p>ただし、現地本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、現地副本部長がその職務を代理するものとする。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>(7)～(14) (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合 ア～ウ （略）</p> <p>エ 原子力防災専門官が行う通報連絡 原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県に連絡・確認する。 また、原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</p> <p>オ （略）</p> <p>第6～第7 （略）</p> <p>第8 行政機関の業務継続にかかる措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告または指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立退きの勧告または指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告または指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第9 （略）</p>	<p>第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合 ア～ウ （略）</p> <p>エ 原子力防災専門官が行う通報連絡 原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県に連絡・確認する。 また、原子力保安<del>運</del>転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</p> <p>オ （略）</p> <p>第6～第7 （略）</p> <p>第8 行政機関の業務継続にかかる措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立退きの<del>勧告または指示</del><u>等</u>を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立退きの<del>勧告または指示</del><u>等</u>を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該<del>勧告または指示</del><u>等</u>を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第9 （略）</p>

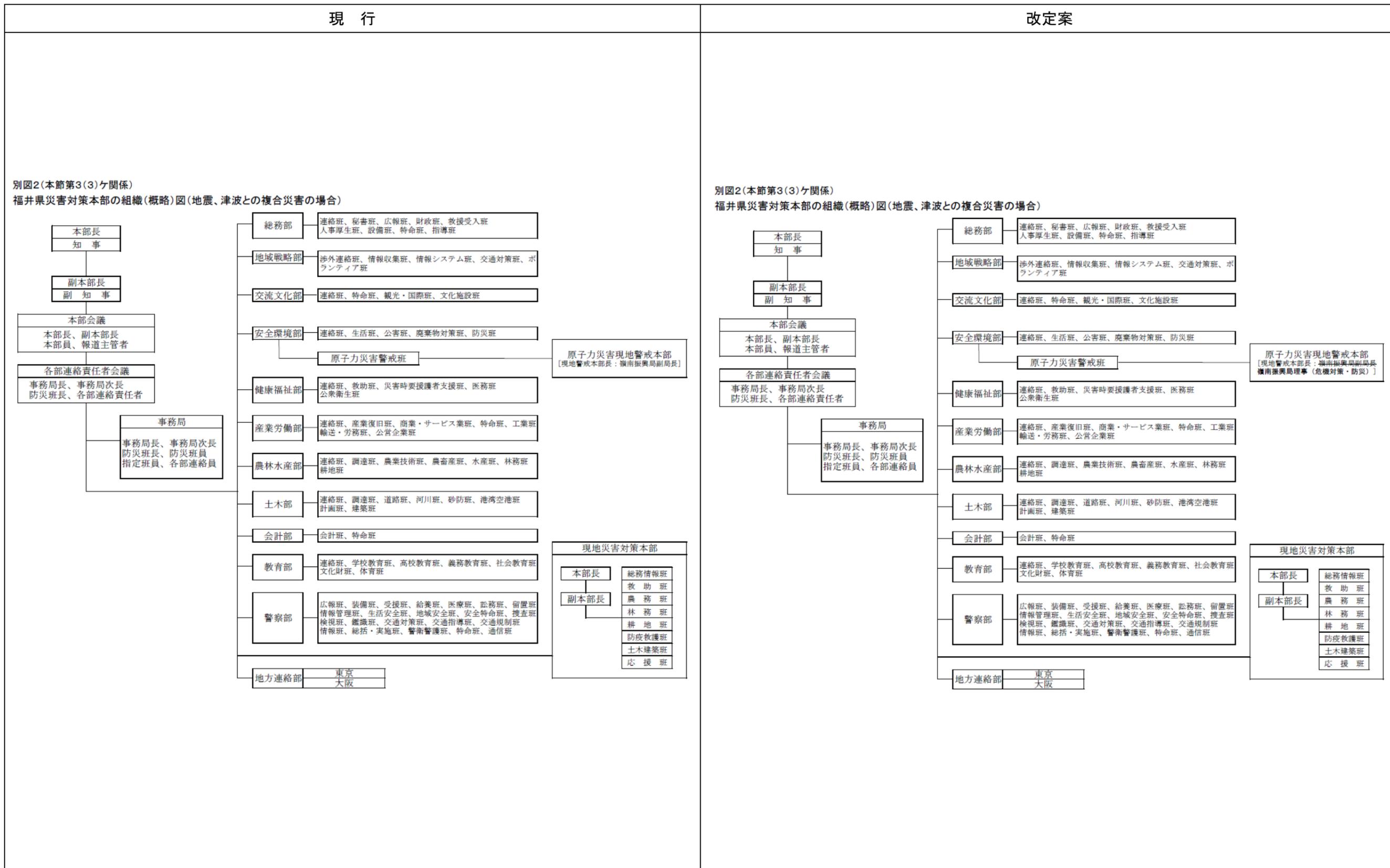
福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>別図1(本節第3(3)ケ関係) 福井県原子力災害警戒本部の組織(概略)図(単独の原子力災害の場合)</p>	<p>別図1(本節第3(3)ケ関係) 福井県原子力災害警戒本部の組織(概略)図(単独の原子力災害の場合)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3節～第4節 （略）</p> <p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>第1 基本方針</p> <p>住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、住民の安全確保を図る。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ その他</p> <p>国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部および現地対策本部）、県および関係市町は、警戒事態の段階において相互に協力して作成した施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む。）について認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。</p> <p>(3) 全面緊急事態（第3段階）発生時の措置</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ その他</p> <p>国（原子力災害対策本部および現地対策本部）、県および関係市町は、施設敷地緊急事態の段階において相互に協力して作成した全面緊急事態における防護措置の実施方針（PAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。</p>	<p>第3節～第4節 （略）</p> <p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>第1 基本方針</p> <p>住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、住民の安全確保を図る。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下において原子力災害が発生した場合には、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。</u></p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ その他</p> <p>国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部および現地対策本部）、県および関係市町は、警戒事態の段階において相互に協力して作成した施設敷地緊急事態における防護措置の実施<u>状況</u>方針（施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む。）について、<u>現地事故対策連絡会議</u>において認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。</p> <p>(3) 全面緊急事態（第3段階）発生時の措置</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ その他</p> <p><u>国（原子力災害対策本部および現地対策本部）、県および関係市町は、施設敷地緊急事態の段階において相互に協力して作成した全面緊急事態における防護措置の実施<u>状況</u>方針（PAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第4 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他</p> <p>国（原子力災害対策本部および現地対策本部）、県および関係市町は、相互に協力して作成したUPZ内の一時移転等の実施方針（一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、一時移転等の措置を実施するものとする。</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 避難状況の確認</p> <p>県は、避難のための立退きの勧告または指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>第10 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または避難対象区域を含む市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>第11 不特定対数のものが利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。</p> <p>第12～第13 (略)</p> <p>第14 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>県は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、関係市町等が設定した警戒区域または避難を勧告もしくは指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。</p>	<p>第4 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他</p> <p><del>国（原子力災害対策本部および現地対策本部）、</del>県および関係市町は、UPZ内の一時移転等の実施<b>状況</b>（一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、一時移転等の措置を実施するものとする。</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 避難状況の確認</p> <p>県は、避難のための立退きの勧告または指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>第10 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または避難対象区域を含む市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>第11 不特定対数のものが利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。</p> <p>第12～第13 (略)</p> <p>第14 警戒区域の設定、避難の<b>勧告・指示</b>の実効を上げるための措置</p> <p>県は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、関係市町等が設定した警戒区域または避難を<b>勧告もしくは指示</b>した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難<b>勧告または指示</b>の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第6節 警備および交通対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 警戒区域の設定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、関係市町が避難を勧告または指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察本部および敦賀海上保安部に要請するものとする。また、関係市町に対して上記措置に必要な資機材の整備を助言するものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第7節 救助・救急および消火活動</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 海上における救助・救急対策</p> <p>(1) 敦賀海上保安部の措置</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難の勧告もしくは指示の発令時において避難者の誘導および海上輸送を行うものとする。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 摂取制限等の措置</p> <p>国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限および摂取制限を実施するものとする。</p> <p>国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、または独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言および指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施するものとする。</p>	<p>第6節 警備および交通対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 警戒区域の設定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、関係市町が避難を<b>勧告または指示等</b>した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、<b>勧告または指示等</b>の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察本部および敦賀海上保安部に要請するものとする。また、関係市町に対して上記措置に必要な資機材の整備を助言するものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第7節 救助・救急および消火活動</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 海上における救助・救急対策</p> <p>(2) 敦賀海上保安部の措置</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難の<b>勧告もしくは指示等</b>の発令時において避難者の誘導および海上輸送を行うものとする。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 摂取制限等の措置</p> <p>国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の<b>出荷制限・摂取制限および出荷制限</b>を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の<b>出荷制限および摂取制限および出荷制限</b>を実施するものとする。</p> <p>国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、または独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言および指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の<b>出荷制限、摂取制限、出荷制限等</b>およびこれらの解除を実施するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第10節～第11節 （略）</p> <p>第12節 要配慮者に配慮した応急対策</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 避難における配慮事項</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師または職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>（5）社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>第13節～第18節 （略）</p> <p>第4章 （略）</p>	<p>第10節～第11節 （略）</p> <p>第12節 要配慮者に配慮した応急対策</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 避難における配慮事項</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師または職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>（5）社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>第13節～第18節 （略）</p> <p>第4章 （略）</p>